

# 伊豆の国市地域福祉計画

平成 20 年 3 月

伊豆の国市

## はじめに

---



急速な少子高齢化の進展に伴い、人々のライフスタイルにも大きな変化が現れてきています。また、人々の価値観や考え方が多様化するなか、地域における人と人との繋がりが希薄化し、慣れ親しんだ地域で安心して生活していくことに不安を感じている方も少なくありません。

本市では、まちづくりの基本方針として「だれもがすこやか、元気に生きるまち」を掲げ、「すべての人が、人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域で、その人らしい自立した生活を安心して暮らし続けられるまち」の実現を目指しています。そのために健康福祉サービスの充実を進めていますが、行政だけでは成し得ません。その実現には、社会福祉協議会をはじめとする各種団体の活動の充実を図り、そこに住む市民が地域の福祉活動へ主体的に参加できる、地域に根ざした支えあいのネットワークを構築することが必要です。

そこで、「市民が支える地域福祉 心温まる いずのくに」を基本理念とした伊豆の国市地域福祉計画を策定しました。この計画では、「福祉文化の醸成」「利用者主体の福祉サービスの充実」「安心して暮らせる環境づくり」の3つを目標に掲げています。今後は、この計画の下に、これまで各地域で行われてきた市民の皆さんによる主体的なボランティア活動や支えあいの活動の土壌を引き継ぎ、発展させながら、5万市民一人ひとりが福祉の心を持ち、お互いに支えあう関係を築いていきたいと思えます。そして、市民と行政、団体、地域等の連携による地域福祉を推進してまいります。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民をはじめ、ご尽力いただきました策定委員、関係機関や団体の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

伊豆の国市長 望月良和

# 目 次

## 第 1 章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格.....	4
3 計画の期間.....	6

## 第 2 章 市の地域福祉の現状と課題

1 人口等の現状.....	9
(1) 人口の推移.....	9
(2) 年齢構成.....	13
(3) 世帯の状況.....	14
(4) 就業の状況.....	16
2 要支援者等の状況.....	17
(1) 保育.....	17
(2) 高齢者.....	18
(3) 障がい者.....	19
(4) 低所得者.....	20
3 市民の生活とニーズ.....	21
(1) 地域での生活.....	21
(2) 地域の活動.....	24
(3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員.....	26
(4) 福祉サービス.....	28
(5) 地域福祉の進め方.....	29
4 市民団体の活動.....	32
5 福祉施策の状況.....	33
6 市社会福祉協議会.....	35
7 地域福祉に係る課題.....	36

## 第 3 章 地域福祉推進の基本的な考え方

1 基本理念.....	41
2 計画推進の視点.....	42
3 計画の基本目標.....	43

## 第 4 章 施策の展開

施策の体系.....	47
基本目標 1 福祉文化の醸成.....	49
1 地域福祉の推進体制.....	49
2 市民主体の地域福祉の推進.....	51
3 福祉の意識づくり.....	54

基本目標 2 利用者主体の福祉サービスの実現.....	56
1 サービスを利用しやすい環境づくり.....	56
2 人権の尊重.....	59
3 福祉サービス提供基盤の整備.....	61
4 健康づくり、生きがいづくりの推進.....	65
基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり.....	67
1 要援護者の安全の確保.....	67
2 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進.....	70
3 市民の“足”の確保.....	72

## 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制.....	77
----------------	----

## 付属資料

伊豆の国市地域福祉計画策定委員名簿.....	81
------------------------	----

---

# 第 1 章 計画策定の概要

---

# 1 計画策定の趣旨

時代の変遷とともに、人々の生活スタイルや価値観の多様化、少子高齢化、核家族化の進展、人口の減少など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。このような中、子育て、高齢者の介護、障害者の支援など、これまでは家庭の中で行われてきた介護等を家庭だけで担うことが難しくなっており、さまざまな福祉サービスや、地域における支えあいが一層重要になっています。

また昨今は、痛ましい事件や事故、虐待や自殺などの暗いニュースを目にすることが多くなっています。このため、すべての人々の尊厳が尊重され、人々が孤立することなく、ともに安心して生活できる地域社会をつくっていくことが重要になっています。

国では社会福祉基礎構造改革が進められ、さまざまな支援を必要とする人に対し、行政が福祉措置を行うというこれまでの考え方から、自分に合ったサービスを自ら選択して利用するという、自己選択の考え方へ移行しています。このことから、介護サービスや障害者自立支援法などに基づく支援サービスの提供が進められています。

また、平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、地域住民をはじめ事業者、関係団体などが協力して地域福祉を推進すること、市町においては「地域福祉計画」を、都道府県においてはそれを支援する「地域福祉支援計画」を策定することがうたわれています。

伊豆の国市は、平成 17 年 4 月に伊豆長岡町、韮山町、大仁町が合併して誕生しました。

この合併により市民の交流や活動域が広がりを見せ、市民のつながりの輪が広まるとともに、さらに一人ひとりのつながりを強め、互いに支えあうあたたかい地域社会をつくっていくことが重要と捉えています。

このため、これまで市民、行政、関係機関・団体、事業者等が取り組んできた活動を基盤に、それらをさらに発展させ、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくため、「伊豆の国市地域福祉計画」を策定しました。

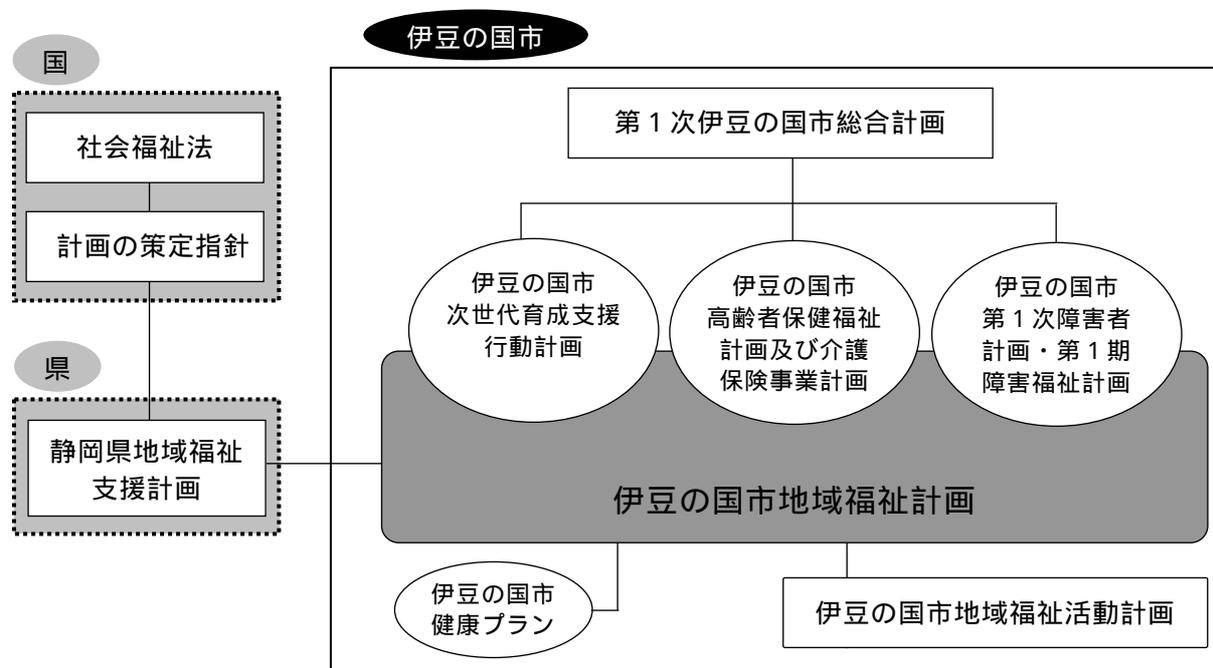
## 2 計画の性格

地域福祉は市民、市、関係機関・団体、事業者など地域に住み、地域に関わるすべての人たちがそれぞれの役割分担のもと、ともに連携しながら進めていくことが大切です。

「伊豆の国市地域福祉計画」は、市の地域福祉施策の基本的な考え方だけでなく、それぞれの地域福祉の推進主体がどのようなことに取り組みばよいのかについても盛り込んだ、伊豆の国市の地域福祉を進めるための総合的な計画です。

- この計画は、社会福祉法第 107 条に規定されている「市町地域福祉計画」です。
- 「静岡県地域福祉支援計画」との整合を図り策定しています。
- 「第 1 次伊豆の国市総合計画」の理念に基づくとともに、地域福祉施策分野に関する個別計画です。
- 「伊豆の国市次世代育成支援行動計画」「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「伊豆の国市第 1 次障害者計画・第 1 期障害福祉計画」「伊豆の国市健康プラン」などとの整合を図りながら、個別の福祉に係る施策を横断的につなぐとともに、各計画の対象とならない人への福祉施策にも関する計画です。
- 伊豆の国市社会福祉協議会による「伊豆の国市地域福祉活動計画」と連携して、地域福祉を推進していくものです。

### 「伊豆の国市地域福祉計画」の位置づけ



「市町地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」

「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」

## 【参考】関連する制度等の概要

### 「社会福祉法」 (抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町地域福祉計画)

第107条 市町は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 「市町地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」

地域福祉推進の理念... 住民参加の必要性 共に生きる社会づくり 男女共同参画 福祉文化の創造

地域福祉推進の基本目標... 生活課題の達成への住民等の積極的参加 利用者主体のサービスの実現 サービスの総合化の確立 生活関連分野との連携

市町地域福祉計画に盛り込むべき事項... 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 「静岡県地域福祉支援計画」

基本理念... 住民参加 自立支援 地域重視 ノーマライゼーション ユニバーサルデザイン 共生 経営管理 創知協働

目指すべき将来像... 「一人ひとりの個性と多様な価値観を尊重し、安心と自立を支える共生社会」

地域福祉を支える三つの力... 「人間力(福祉の人づくり)」「地域力(共生の地域づくり)」「福祉力(安心と自立を支える福祉の基盤づくり)」

### 「第1次伊豆の国市総合計画」

将来像... 「自然を守り、文化を育む、魅力ある温泉健康都市」

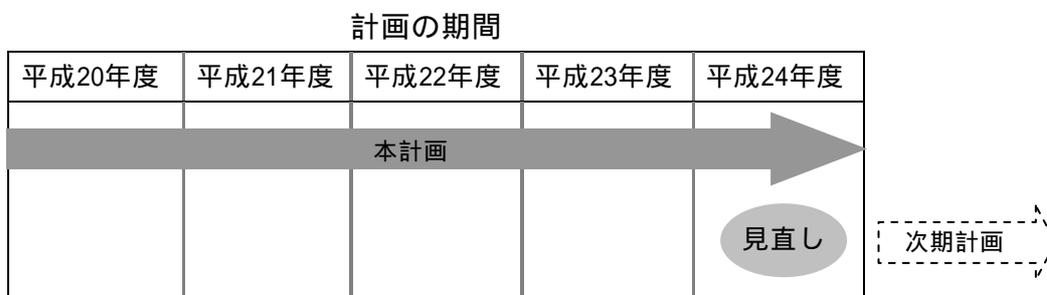
まちづくりの基本理念... 「共生と交流」「活力と創造」「自立と協働」

将来像実現のための戦略... 伊豆半島交流軸の構築 狩野川流域生活圏の一本化  
安全、安心、健康のまちづくり

### 3 計画の期間

「伊豆の国市地域福祉計画」は、平成20年度から24年度までの5か年間の計画とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中に見直しを図ります。



---

## 第2章 市の地域福祉の現状と課題

---

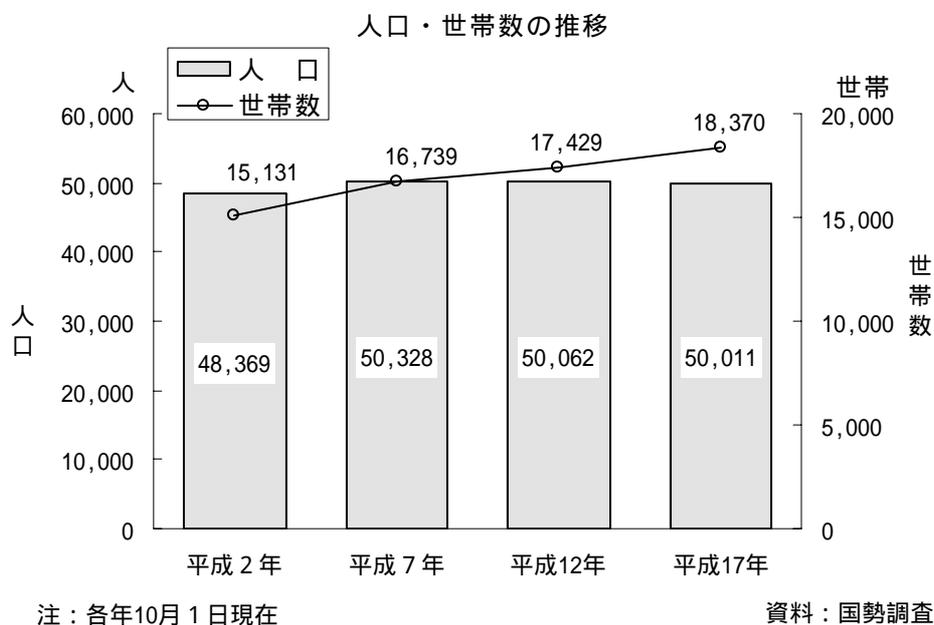
# 1 人口等の現状

## (1) 人口の推移

伊豆の国市は、伊豆半島の入口、狩野川中流域に沿う田方平野の北部に位置し、東京から100km圏域にある人口約5万人の市です。平成17年4月1日に、伊豆長岡町、菰山町、大仁町の3町が合併して誕生しました。

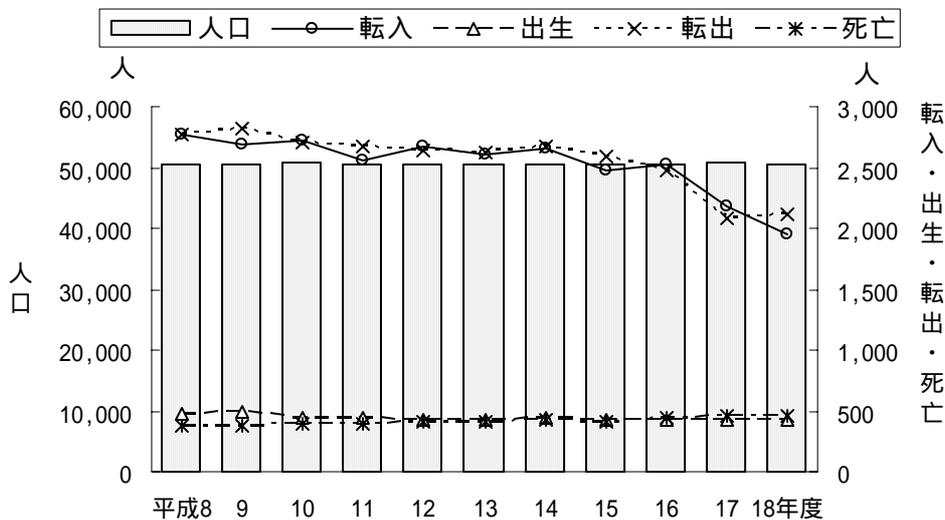
道路交通、鉄道ともに利便性が高く、豊かな緑と水源及び温泉を有した、都市的な環境と自然環境とが融合した地域となっています。

本市の人口を国勢調査で見ると、平成7年以降、数字的には減少していますが、ごくわずかな減少にとどまり、概ね横ばいとなっています。一方、世帯数は増加を続け、平成17年で人口50,011人、世帯数18,370世帯となっています。



このような人口動態は、転入・転出の増減によるところが大きいのですが、転入・転出とも近年は減少しています。一方、出生・死亡については、出生数はやや減少、死亡数はやや増加の傾向が見られます。

人口動態の推移

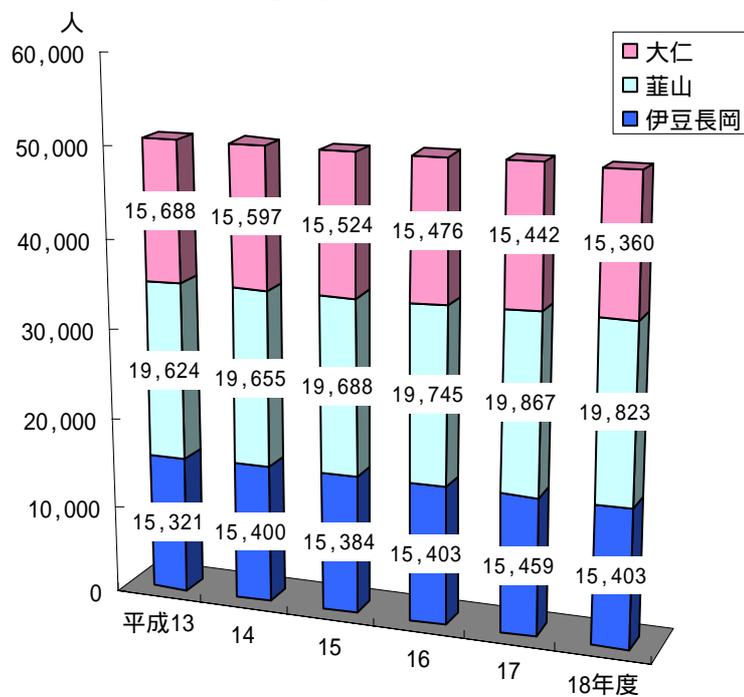


注：人口は各年度末現在

資料：住民基本台帳

人口の推移を伊豆長岡、葦山、大仁の3地区別に見ると、平成18年度にはいずれの地区も減少しています。

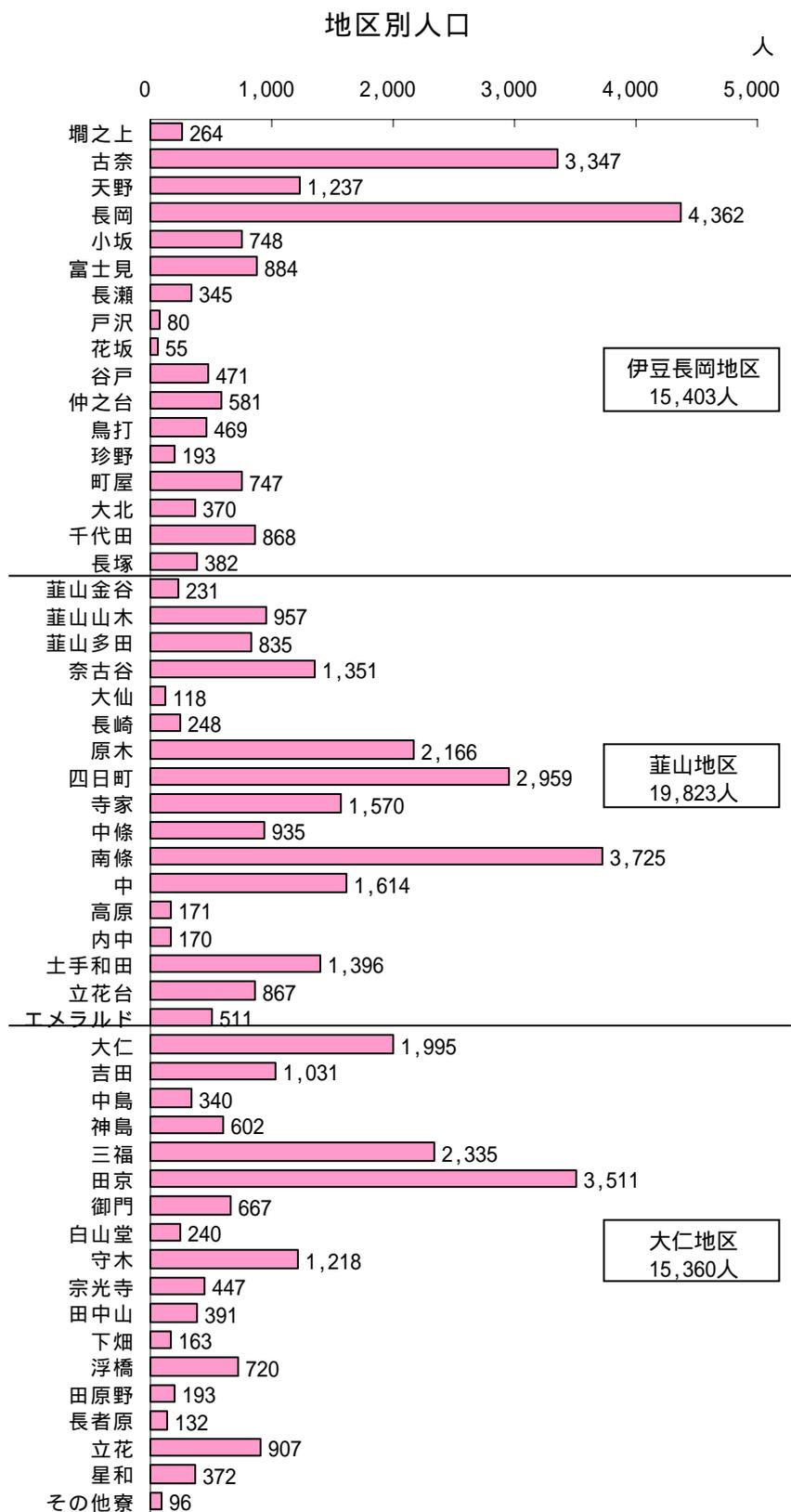
地域別人口の推移



注：平成19年4月1日現在

資料：住民基本台帳

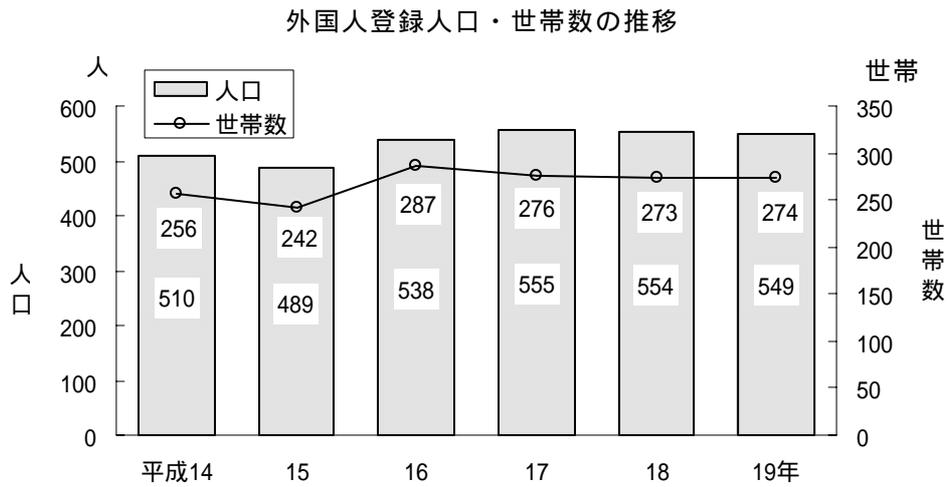
地区をより小さな区分で見ると、長岡区(4,362人)、南條区(3,725人)、田京区(3,511人)となっています。



注：平成 19 年 4 月 1 日現在

資料：住民基本台帳

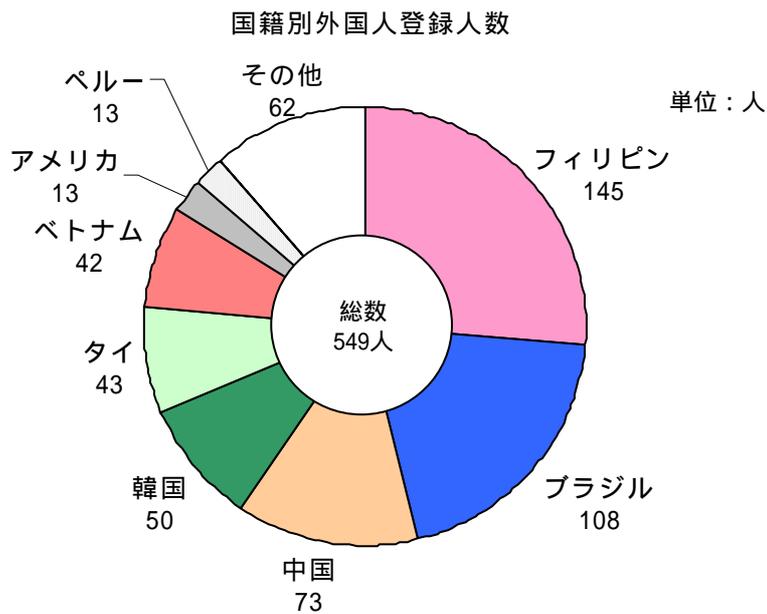
外国人登録者数・世帯数は近年横ばいで、平成 19 年で 549 人、274 世帯となっています。



注：各年 4 月 1 日現在

資料：外国人登録原票

平成 19 年 4 月 1 日現在の国籍別の内訳は、フィリピン 145 人（構成比 26.4%）、ブラジル 108 人（同 19.7%）などが多くなっています。

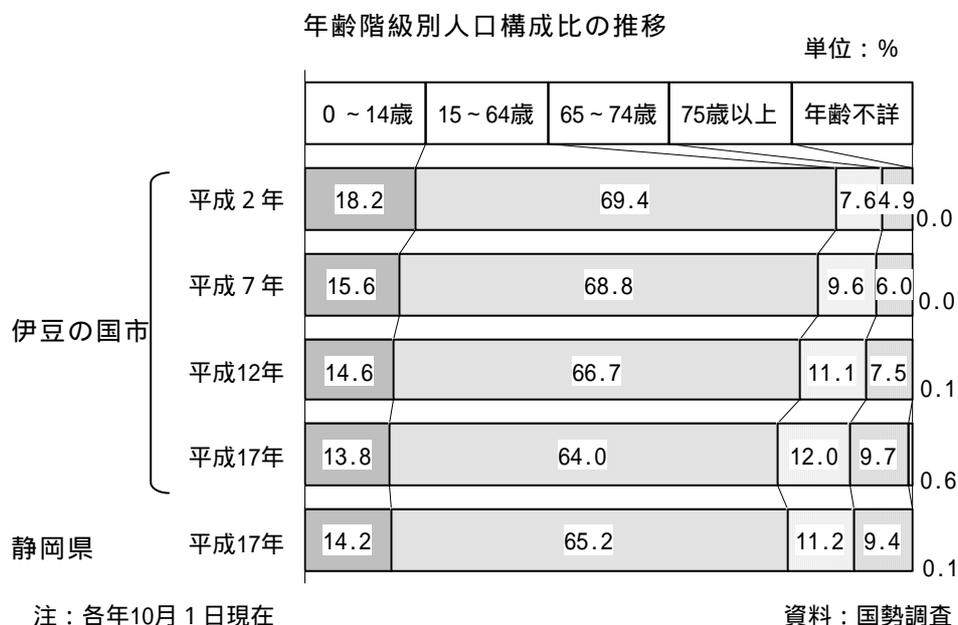


注：平成19年 4 月 1 日現在

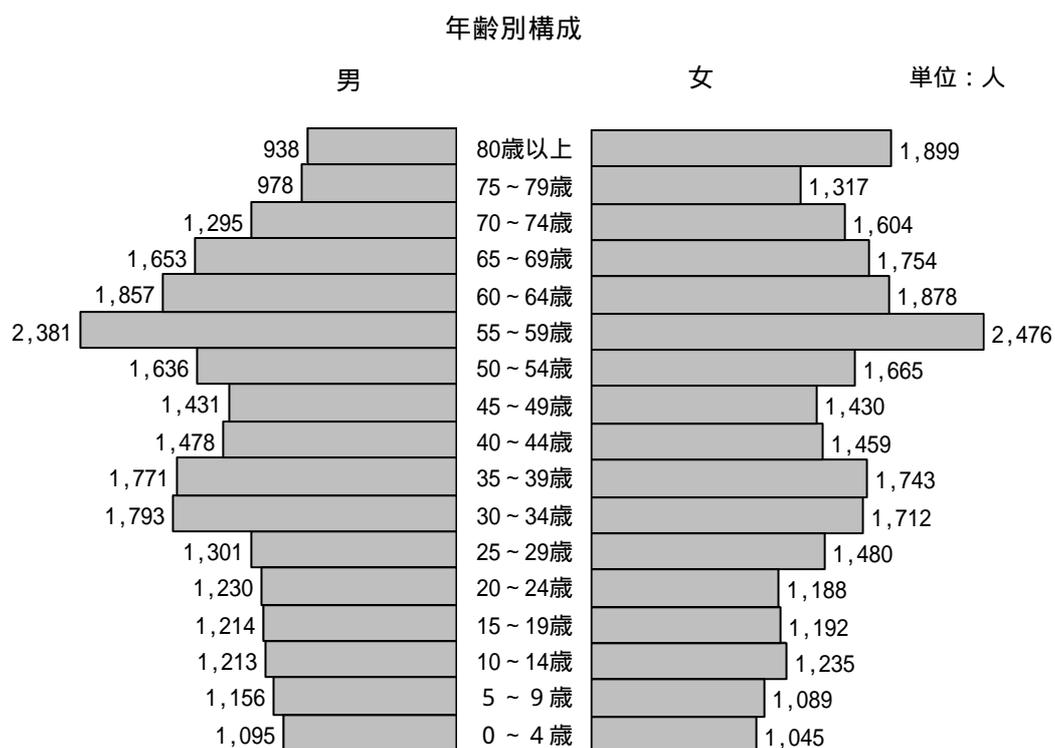
資料：外国人登録原票

## (2) 年齢構成

年齢別人口の構成比を見ると、0～14歳、15～64歳が低下している一方、65歳以上が上昇し、平成17年の国勢調査では21.7%と、県平均の20.6%をわずかながら上回っています。

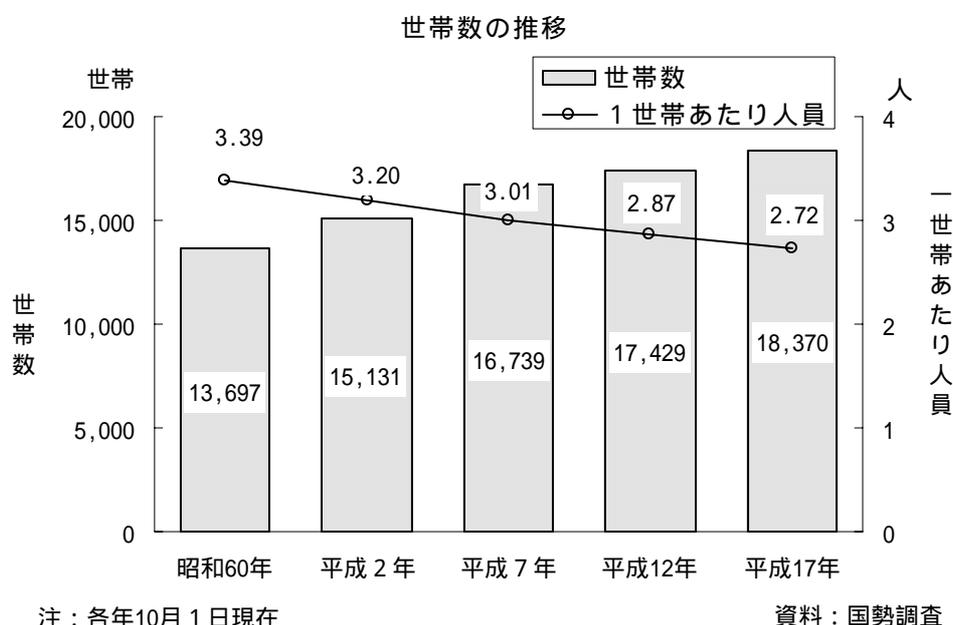


年齢5歳区分による構成を見ると、男女ともに55～59歳が最も多く、また60歳代、30歳代も多くなっています。女性では80歳以上が1,899人と、男性の2倍近くとなっています。



### (3) 世帯の状況

先に見たように、人口は横ばいにあるのに対し世帯数は増加しており、1世帯あたりの人員は減少し、平成17年の国勢調査では2.72人と、世帯規模が縮小しています。



一般世帯の構成を見ると、平成17年の国勢調査では、核家族世帯が全体の57.2%を占め、その割合は平成12年の国勢調査と比較すると上昇しています。また、単独世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯(三世帯世帯など)の割合が低下するなど、規模の小さな世帯が増加しています。

一般世帯の構成 実数				構成比			
区 分	伊豆の国市		静岡県	区 分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年		平成12年	平成17年	平成17年
核家族世帯	9,792	10,355	765,547	核家族世帯	56.3	57.2	56.8
夫婦のみ	3,333	3,785	256,649	夫婦のみ	19.2	20.9	19.1
夫婦と子ども	5,117	5,070	400,117	夫婦と子ども	29.4	28.0	29.7
ひとり親と子ども	1,342	1,500	108,781	ひとり親と子ども	7.7	8.3	8.1
男親と子ども	217	212	17,530	男親と子ども	1.2	1.2	1.3
女親と子ども	1,125	1,288	91,251	女親と子ども	6.5	7.1	6.8
その他の親族世帯	3,447	3,267	242,895	その他の親族世帯	19.8	18.1	18.0
非親族世帯	126	84	6,492	非親族世帯	0.7	0.5	0.5
単独世帯	4,033	4,392	332,018	単独世帯	23.2	24.3	24.6
合 計	17,398	18,098	1,346,952	合 計	100.0	100.0	100.0

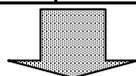
注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

一般世帯のうち6歳未満の子ども、18歳未満のこどものいる世帯は、それぞれ10.7%、26.9%となっており、平成12年の国勢調査と比較すると低下しています。

子どものいる世帯の状況 実数 単位：世帯

区 分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
6歳未満親族のいる一般世帯	2,114	1,945	159,158
18歳未満親族のいる一般世帯	5,092	4,862	378,912
その他の一般世帯	12,306	13,236	968,040
一般世帯全体	17,398	18,098	1,346,952



構成比 単位：%

区 分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
6歳未満親族のいる一般世帯	12.2	10.7	11.8
18歳未満親族のいる一般世帯	29.3	26.9	28.1
その他の一般世帯	70.7	73.1	71.9
一般世帯全体	100.0	100.0	100.0

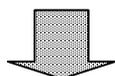
注：・一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯。  
 ・6歳未満親族、18歳未満親族のいる一般世帯は重複する場合がある。  
 このため、ここでは「18歳未満親族のいる一般世帯」以外を「その他の一般世帯」として計算した。

資料：国勢調査

このような中、母子世帯、父子世帯は平成17年の国勢調査では、それぞれ310世帯、41世帯と、平成12年の国勢調査と比較すると増加しています。

母子・父子世帯の状況 実数 単位：世帯

区 分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
母子世帯	254	310	18,519
父子世帯	36	41	2,549
一般世帯全体	17,398	18,098	1,346,952



構成比 単位：%

区 分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
母子世帯	1.46	1.71	1.37
父子世帯	0.21	0.23	0.19
一般世帯全体	100.00	100.00	100.00

注：一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

資料：国勢調査

高齢者のいる世帯は増加し、平成17年の国勢調査では一般世帯全体の40.6%を占めています。その中では、高齢単身世帯、夫婦世帯とも増加しています。

高齢者のいる世帯の状況

区分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
高齢者のいる世帯	6,313	7,344	517,530
高齢単身世帯	994	1,337	82,716
高齢夫婦世帯	1,315	1,677	113,425
その他の世帯	4,004	4,330	321,389
一般世帯全体	17,398	18,098	1,346,952

構成比

区分	伊豆の国市		静岡県
	平成12年	平成17年	平成17年
高齢者のいる世帯	36.3	40.6	38.4
高齢単身世帯	5.7	7.4	6.1
高齢夫婦世帯	7.6	9.3	8.4
その他の世帯	23.0	23.9	23.9
一般世帯全体	100.0	100.0	100.0

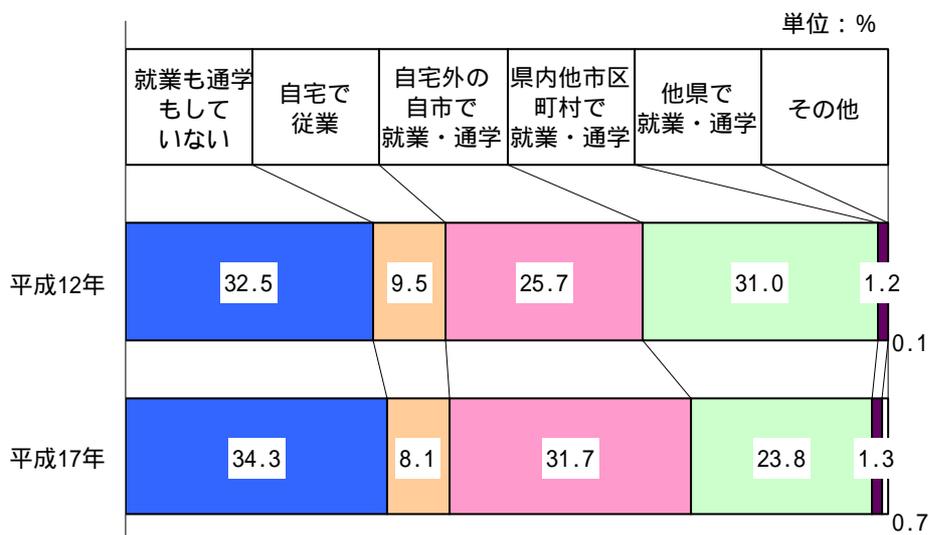
注：高齢夫婦世帯は夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯

資料：国勢調査

#### (4) 就業の状況

15歳以上の市民の就業状況は、「就業も通学もしていない」と「自宅外の自市で就業・通学」がともに30%以上と多く、平成12年の国勢調査と比較すると増加しています。一方、「県内他市区町村で就業・通学」は減少し、23.8%となっています。

15歳以上の就業・通学の状況



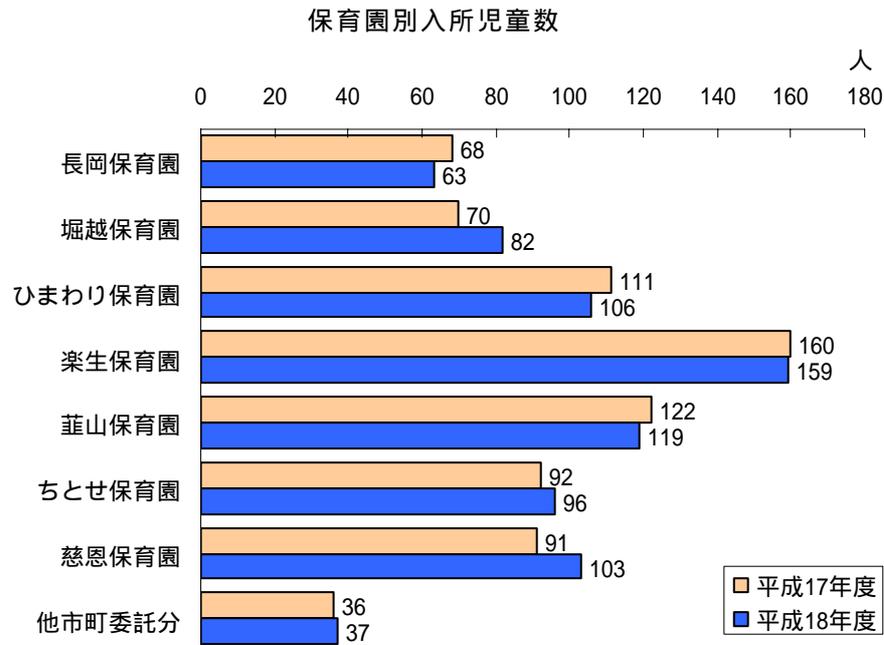
注：各年10月1日現在

資料：国勢調査

## 2 要支援者等の状況

### (1) 保育

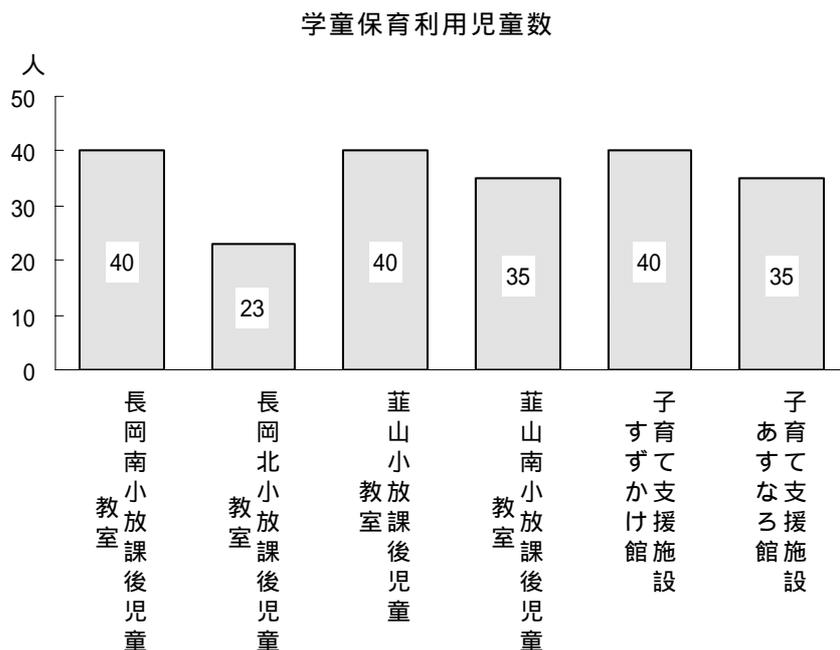
伊豆の国市民の保育園入所者は、平成 18 年度末現在 765 人で、楽生保育園(159 人)、葦山保育園(119 人)、ひまわり保育園(106 人)、慈恩保育園(103 人)などが多くなっています。平成 17 年度に比べ、慈恩保育園、堀越保育園などでやや増加しています。



注：各年度末現在園児数

資料：行政報告書

学童保育の利用状況は、6 施設のうち 5 施設が 35～40 人で、長岡北小放課後児童教室は 23 人となっています。



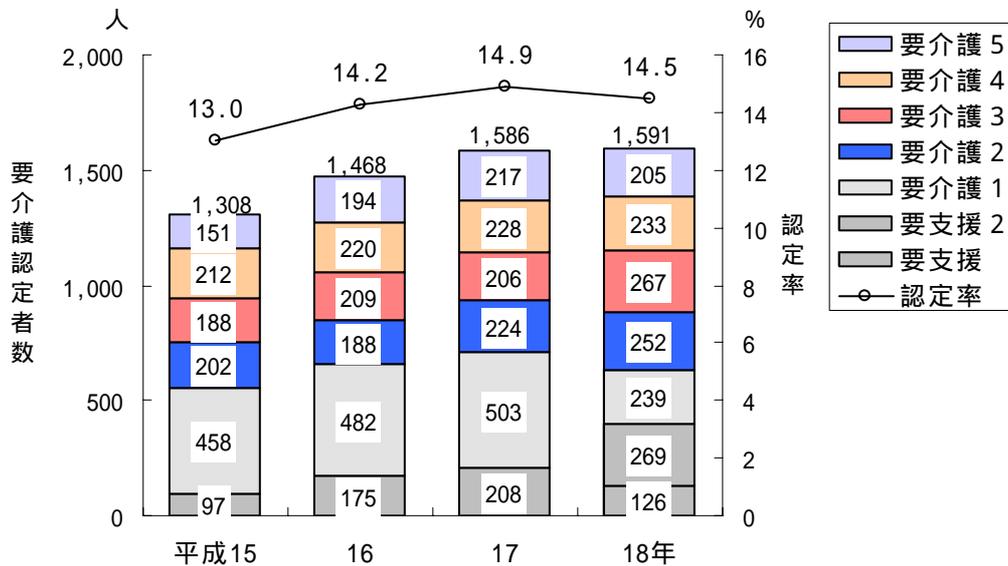
注：平成19年4月1日現在

資料：入所者名簿

## (2) 高齢者

介護保険の要介護認定者数は年々増加し、平成18年で1,591人、65歳以上人口に対する割合は14.5%となっています。平成18年度からは制度の見直しがされ、要介護1が要介護1と要支援2の分類となりました。

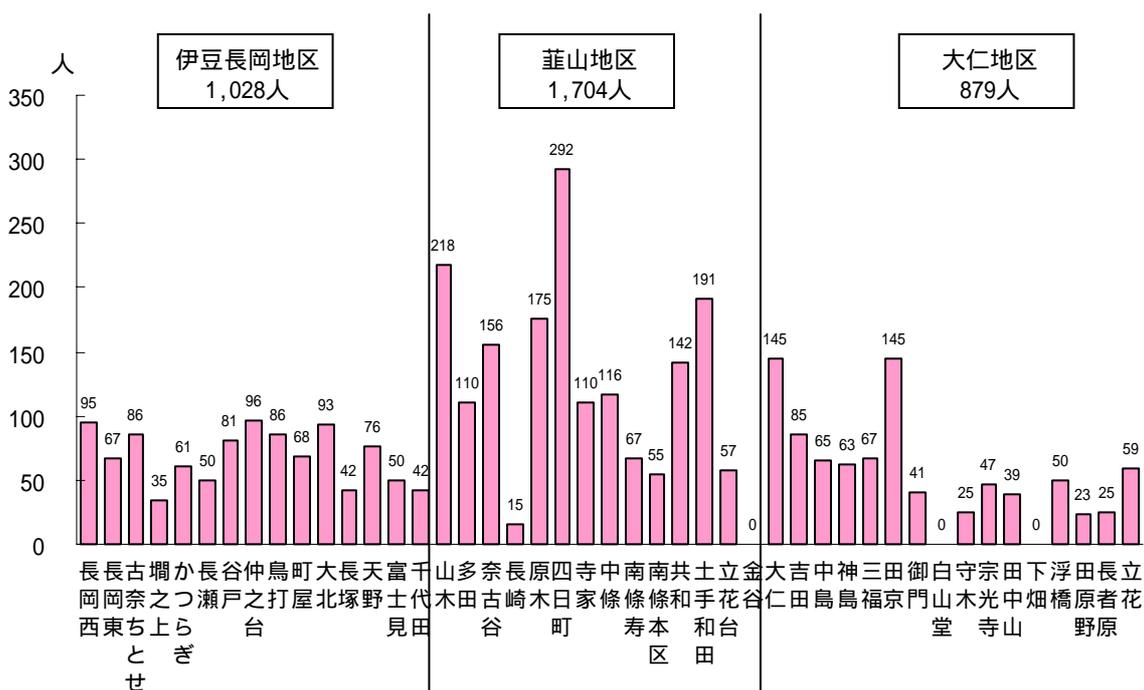
要介護認定者数の推移



注：・要介護認定者数 各年3月31日現在。  
 ・高齢者人口は住民基本台帳より。  
 ・認定率は、高齢者人口に対する要介護認定者数の割合。  
 ・平成18年の要支援(126人)は要支援1のことである。

老人クラブの加入者は、四日町(292人)が最も多く、次いで山木(218人)、土手和田(191人)、原木(175人)となっています。

老人クラブ加入者数の状況



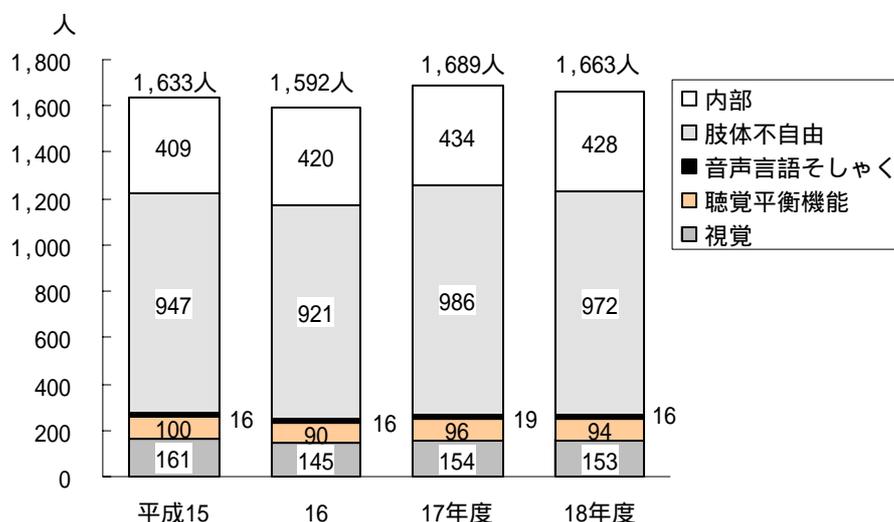
注：平成19年4月1日現在

資料：高齢者支援課

### (3) 障がい者

身体障害者手帳所持者数は、平成 18 年度現在 1,663 人となっています。このうち、肢体不自由が 972 人で全体の 58.4% を占め、次いで内部障害が 434 人で 25.7% となっています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

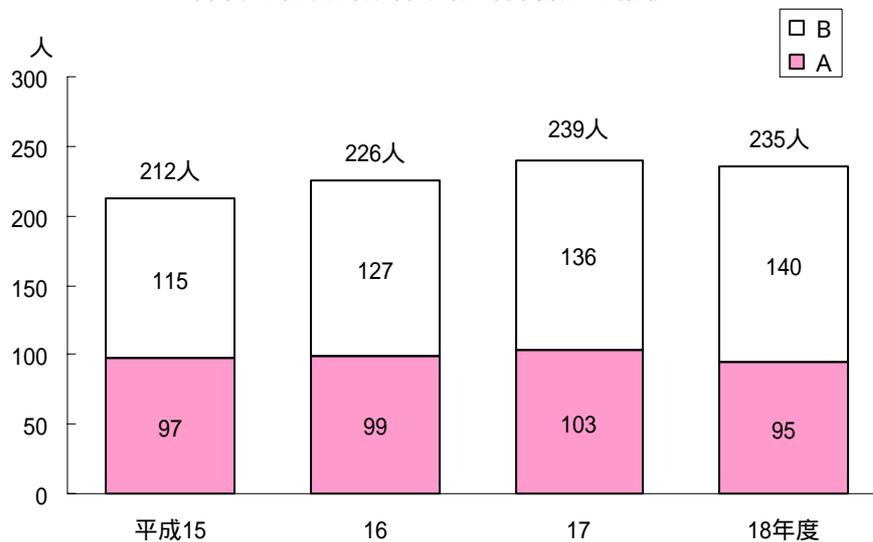


注：各年 3 月 31 日現在

資料：福祉課

療育手帳所持者数は、平成 18 年度現在 235 人となっており、このうち B が 140 人、59.6% を占めています。

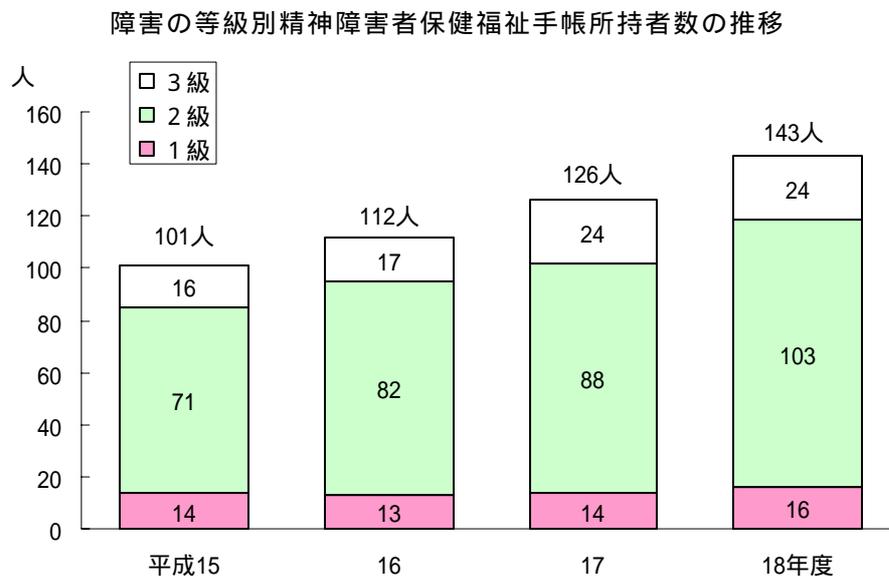
障害の程度別療育手帳所持者数の推移



注：各年 3 月 31 日現在

資料：福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加し、平成 18 年度現在で 143 人となっています。このうち 2 級が 103 人、72.0%を占めています。

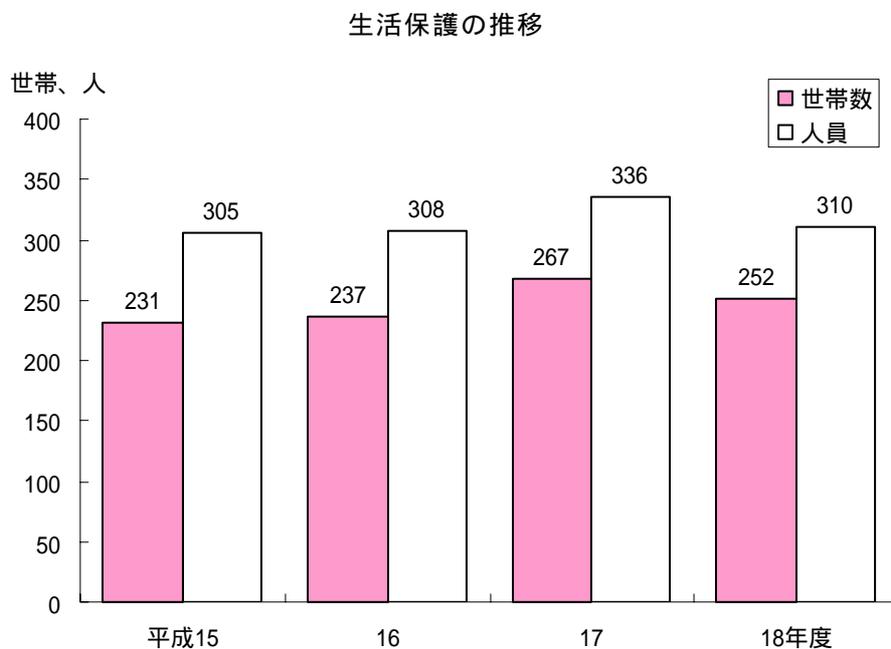


注：各年 3 月 31 日現在

資料：福祉課

#### (4) 低所得者

生活保護の状況は、平成 18 年度末現在 252 人、310 世帯となっています。



注：各年 3 月 31 日現在

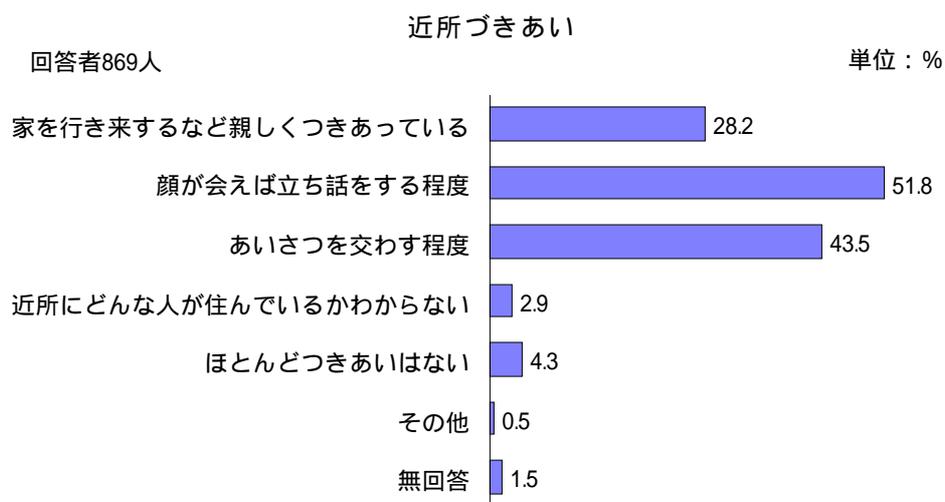
資料：東部健康福祉センター、福祉行政報告書例

### 3 市民の生活とニーズ

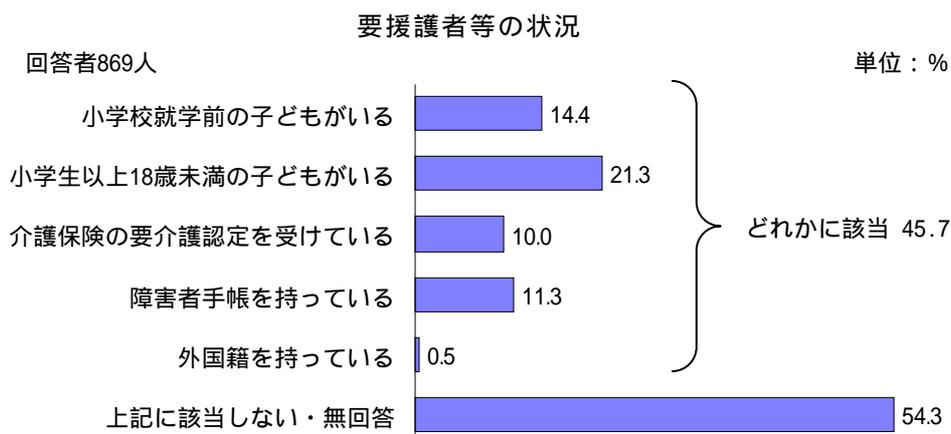
ここでは、平成 19 年 10 月に実施した「伊豆の国市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」結果から、市民の生活の様子やニーズ等についてまとめます。

#### (1) 地域での生活

近所づきあいの状況は、「顔が会えば立ち話をする程度」または「あいさつを交わす程度」といったつきあい方が最も多く、若い世代や市内の在住年数が浅い人などではつきあいが少ない傾向も見られます。



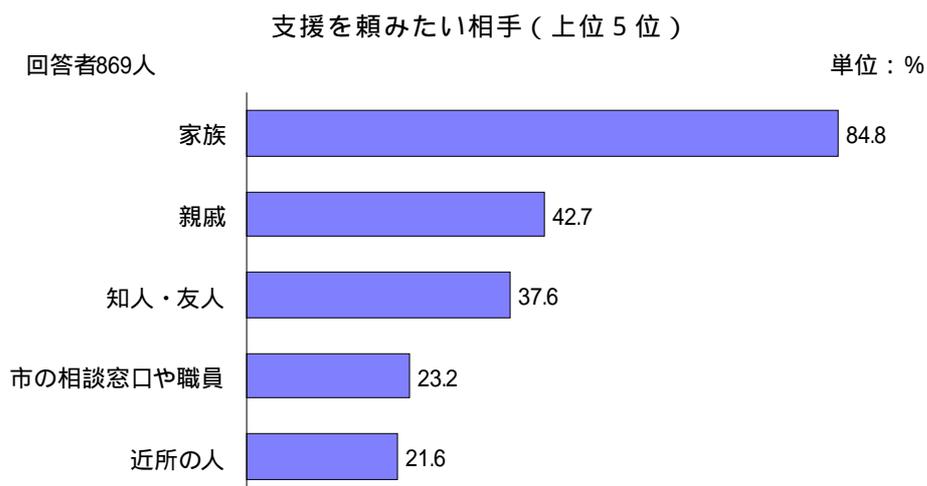
子育て中の家庭や介護保険要介護認定者、障害者手帳所持者、外国籍を持っている人は全体の半数近くを占めており、市内の家庭の 2 軒に 1 軒近くが子育てや介護などに取り組んでいるものと見込まれます。



毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安は、家族や自分の健康がともに 60% 近くとなっています。



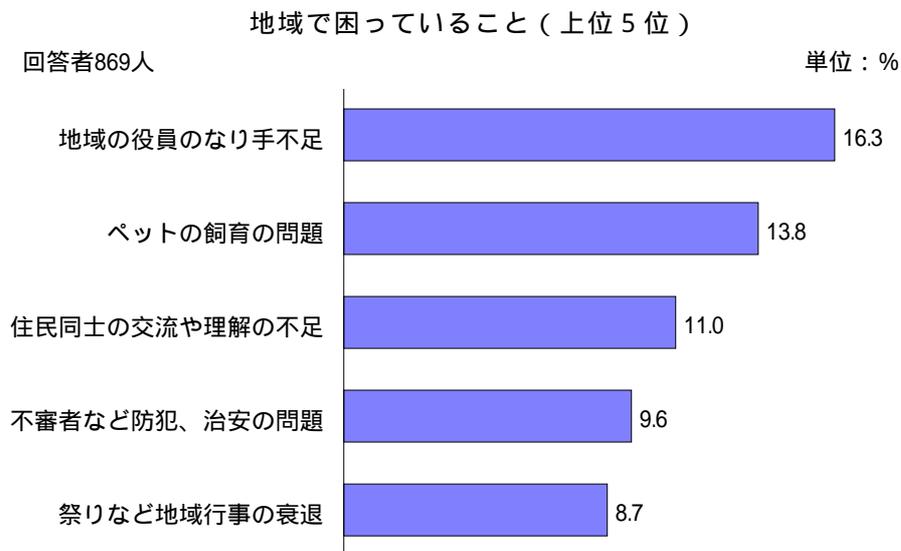
暮らしの中で相談や助けが必要なおきに支援を頼みたい相手は家族が 84.8% となっています。また、市の相談窓口や職員が 23.2% となっています。



地域で介護や病気、子育てなどに困っている家庭があったらできることとして、安否確認の声かけや話し相手などが40～50%台あげられています。

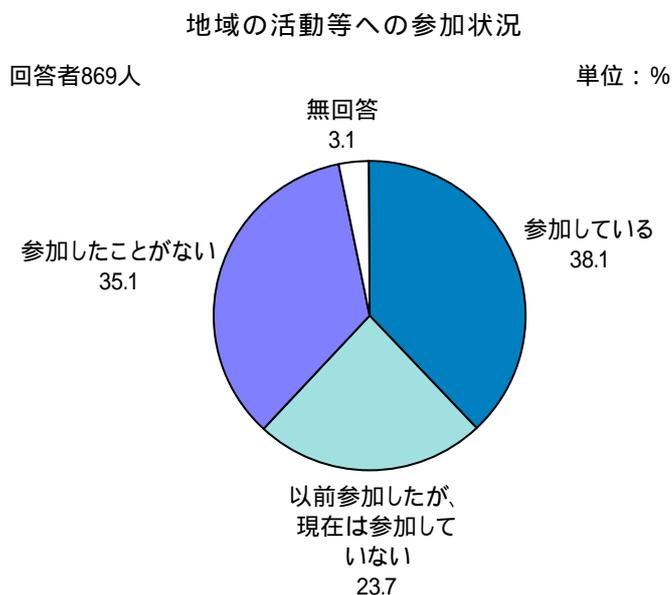


地域で困っていることとして、地域の役員のなり手不足、ペットの飼育の問題、住民同士の交流や理解の不足、不審者など防犯、治安の問題、祭りなど地域行事の衰退などがあげられています。

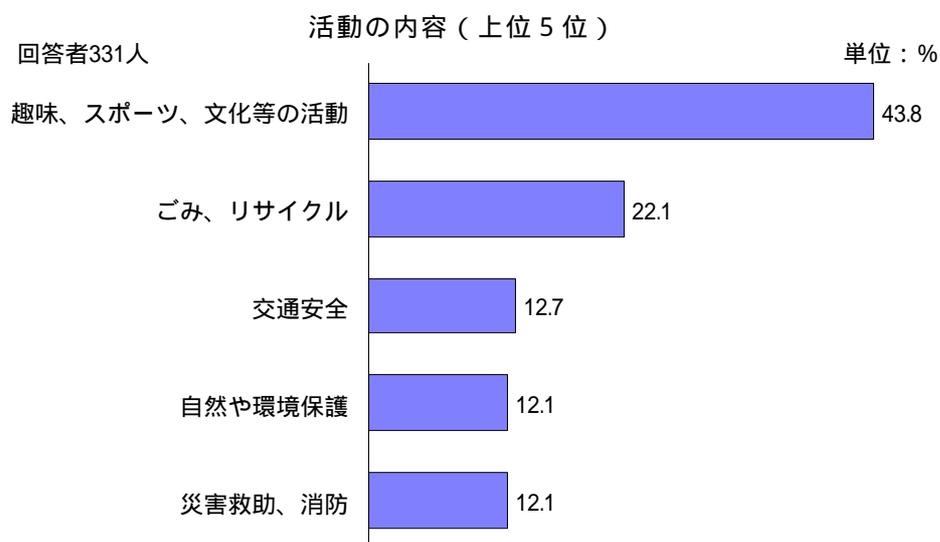


## (2) 地域の活動

地域の活動や行事、ボランティア活動等に現在参加している人は40%弱となっています。



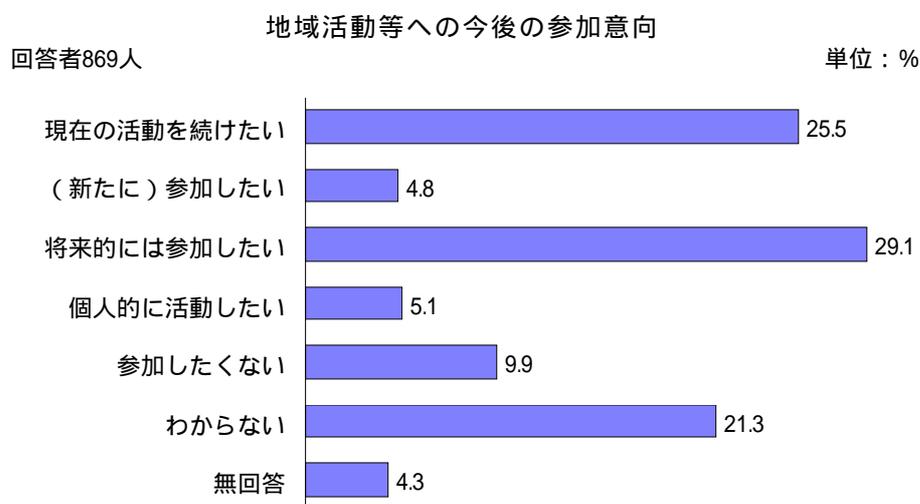
活動の内容は、趣味、スポーツ、文化等の活動が43.8%で最も多く、次いでごみ、リサイクル、交通安全、自然や環境保護、災害救助、消防となっています。



地域活動や行事、ボランティア活動等に参加したことがない理由としては、仕事や家事で忙しい、参加する機会がない等のほか、活動の内容や参加の方法がわからないといったことがあげられています。

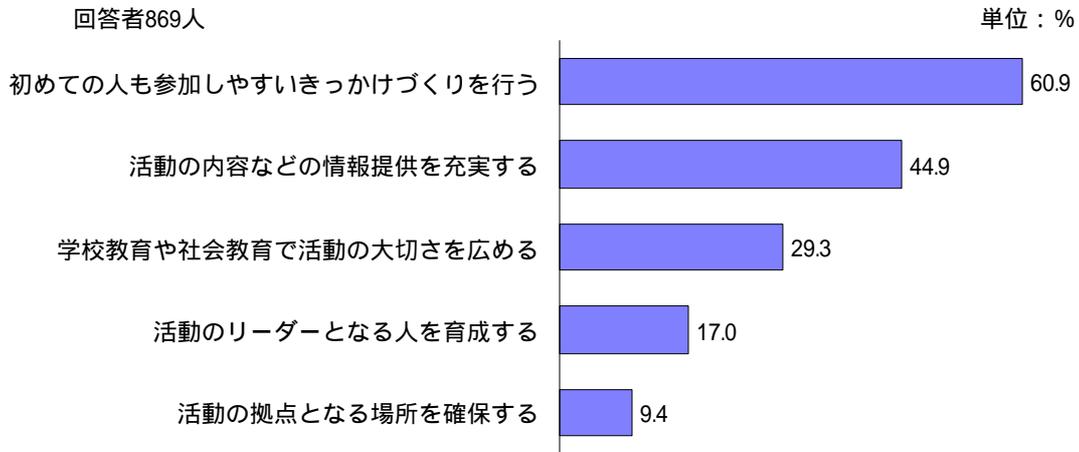


今後の活動への意向については、現在の活動を続けたい、新たに参加したい、将来的には参加したいを合わせると約60%の人が活動参加の意向を持っています。また、個人的に活動したい人も5%見られます。



地域の活動等を活発にするためには、初めての人も参加しやすいきっかけづくりや活動内容などの情報提供、活動の大切さを広めることなどがあげられています。

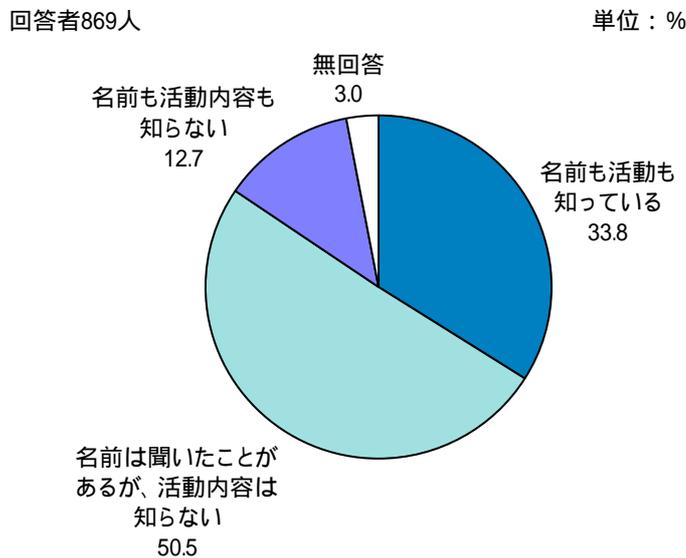
地域の活動等を活発にするために必要なこと（上位5位）



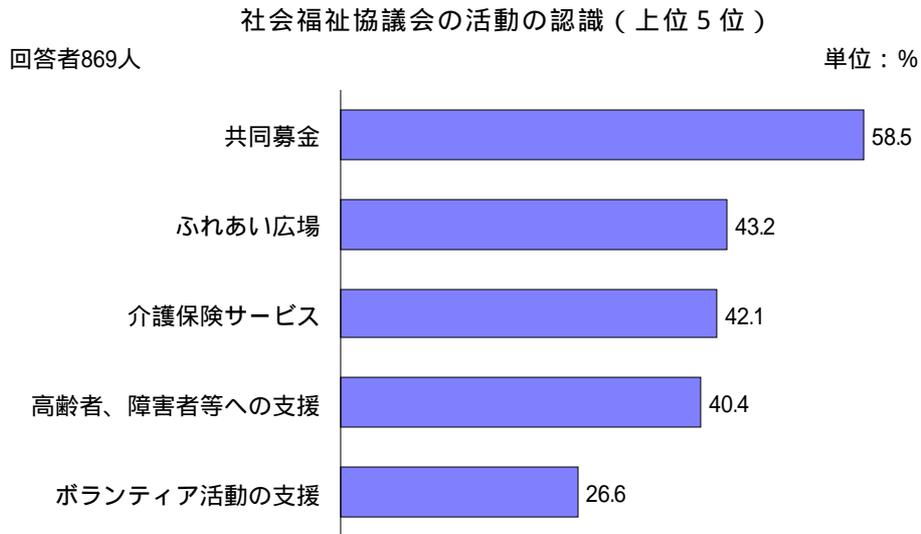
### (3) 社会福祉協議会、民生委員・児童委員

伊豆の国市社会福祉協議会については、名前は聞いたことがあるが活動内容は知らないという人が半数を占めています。

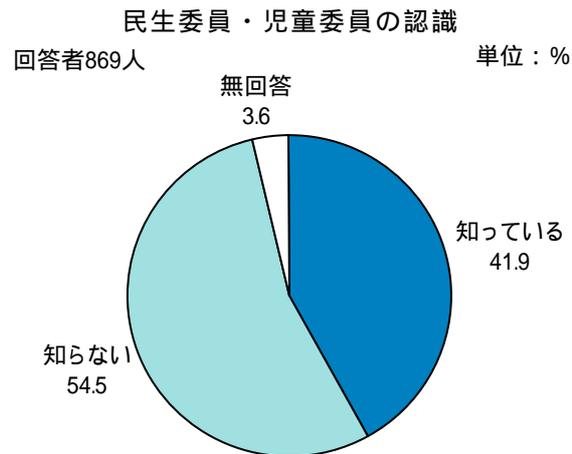
伊豆の国市社会福祉協議会の認識



社会福祉協議会の活動の中で知っているものは、共同募金 58.5%が最も多く、次いで、ふれあい広場、介護保険サービス、高齢者、障害者等への支援となっています。

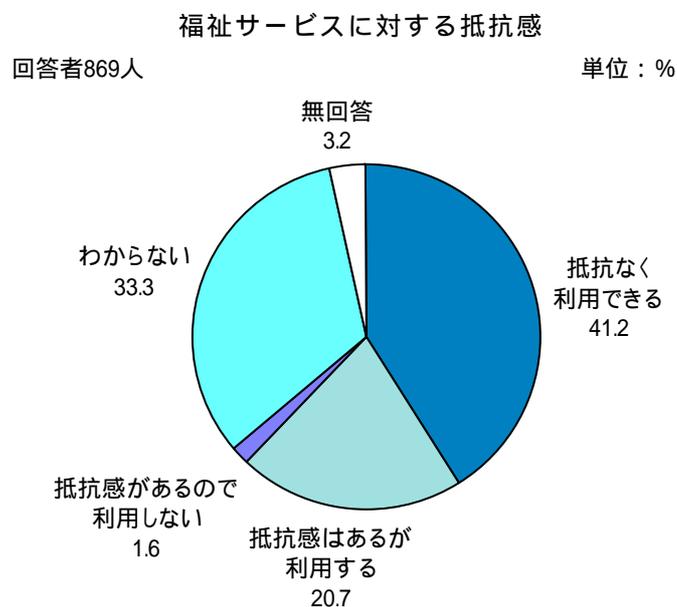


地区の民生委員・児童委員を知っている人は40%強で、半数強の人が知らないとしています。

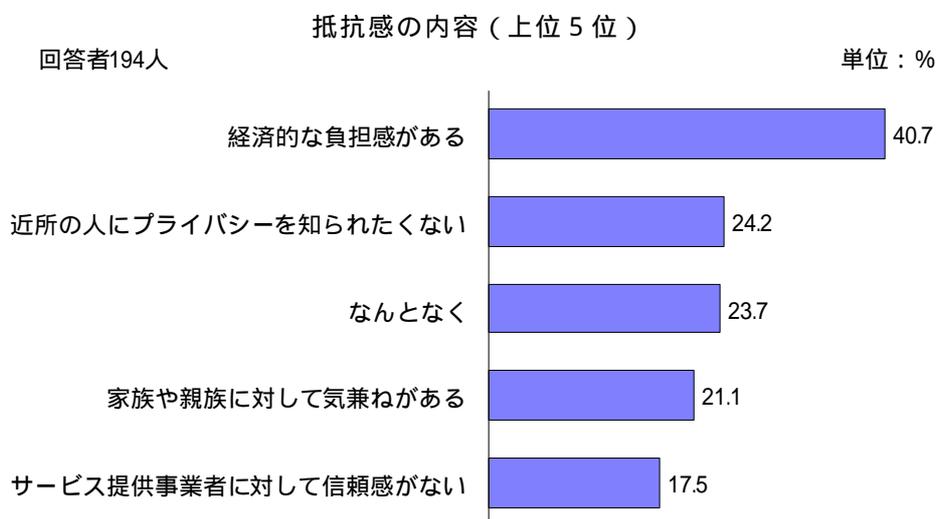


## (4) 福祉サービス

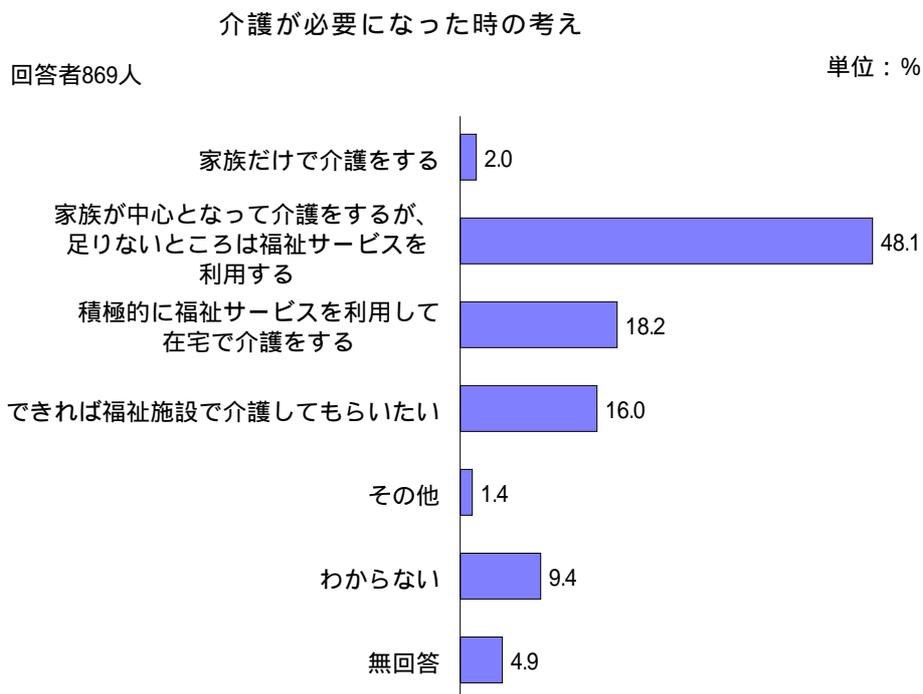
福祉サービスを必要としたときに抵抗なく利用できるとする人は40%強で、抵抗感はあるが利用する人が約20%となっています。抵抗感があるので利用しないとする人は1.6%となっています。



抵抗感の内容は、経済的な負担感や近所の人にプライバシーを知られたくないこと、家族や親族に対して気兼ねがあること、また“なんとなく”という意識も見られます。



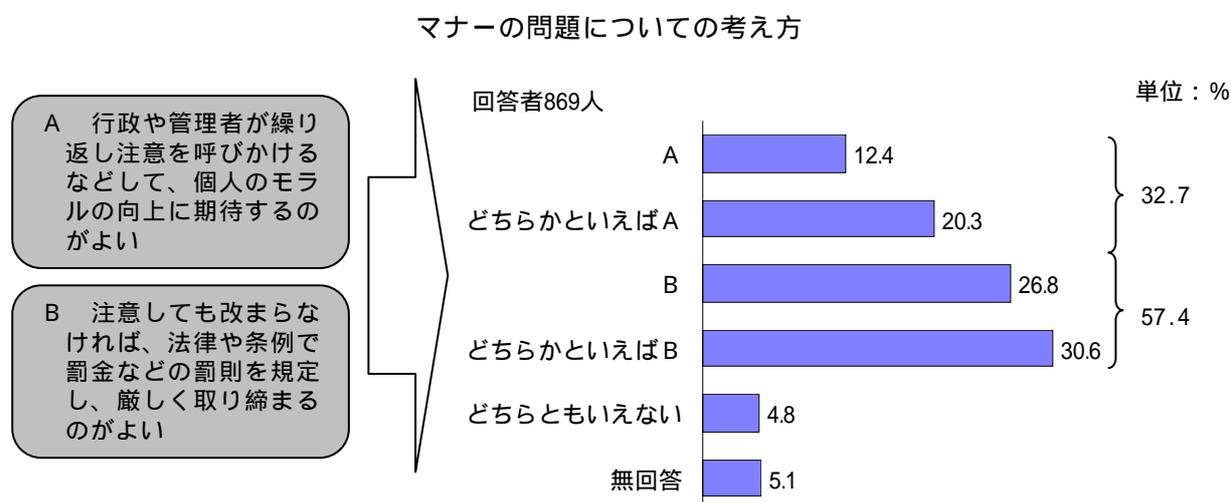
もしも家族の中の誰かに介護が必要になった場合には、約半数の人が家族が中心となって介護し、足りないところは福祉サービスを利用したいと考えています。



## (5) 地域福祉の進め方

人に対する気遣いや思いやりなどさまざまなマナーの問題（例えば、ごみの不法投棄、歩きながらの喫煙、駅周辺等の路上駐車、電車内での携帯電話の使用など）への対策について、個人のモラルに期待するA案、ルールにより取り締まるB案のどちらの考え方に近いかがいきました。

この結果、ルールにより取り締まるB案に“どちらかといえば”も含め賛成する割合が57.4%となり、個人のモラルに期待するA案（“どちらかといえば”も含む）32.7%よりも約25ポイント多くなっています。

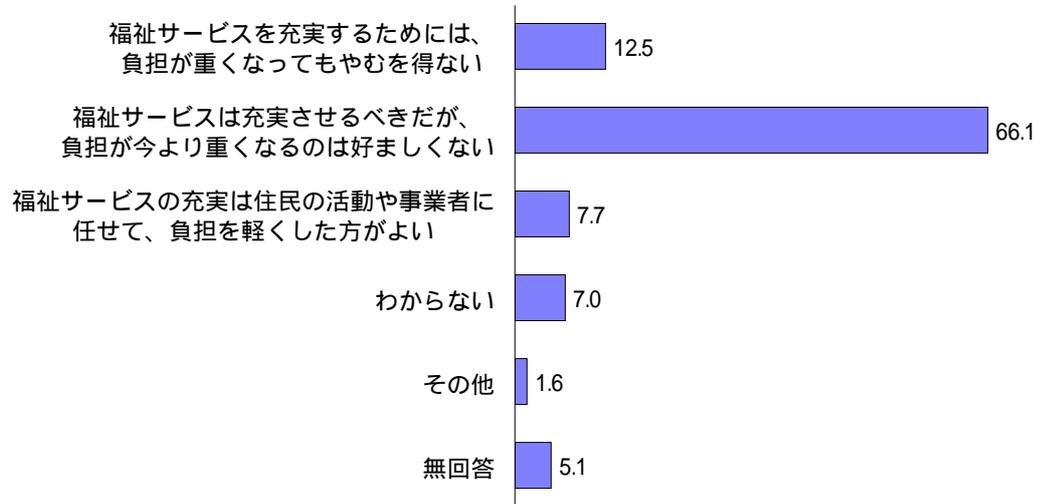


福祉サービスの充実と費用負担のバランスについては、3分の2の人が、福祉サービスは充実させるべきだが、負担が今より重くなるのは好ましくないと考えています。

福祉サービスの充実と費用負担の考え方

回答者869人

単位：%

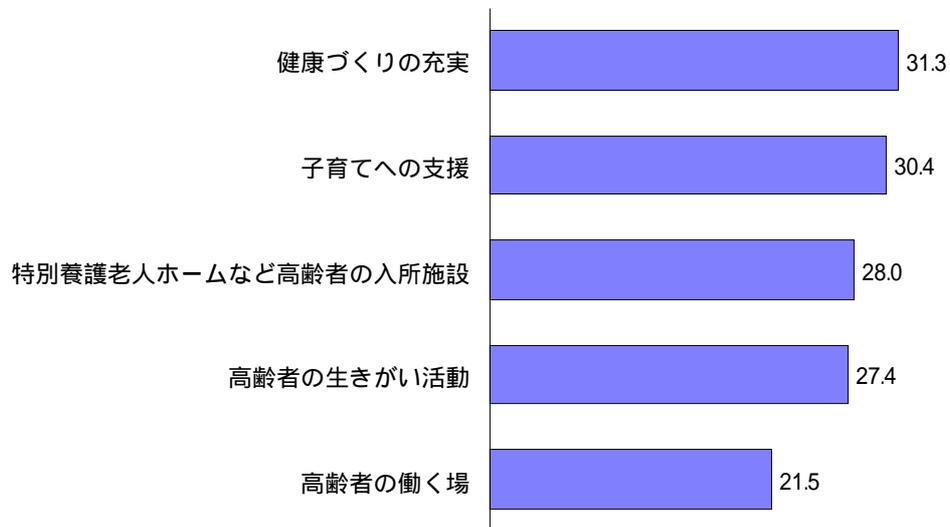


これからの保健福祉分野の重点施策は、健康づくり、子育て支援、高齢者の入所施設、高齢者の生きがい活動や働く場などがあげられています。

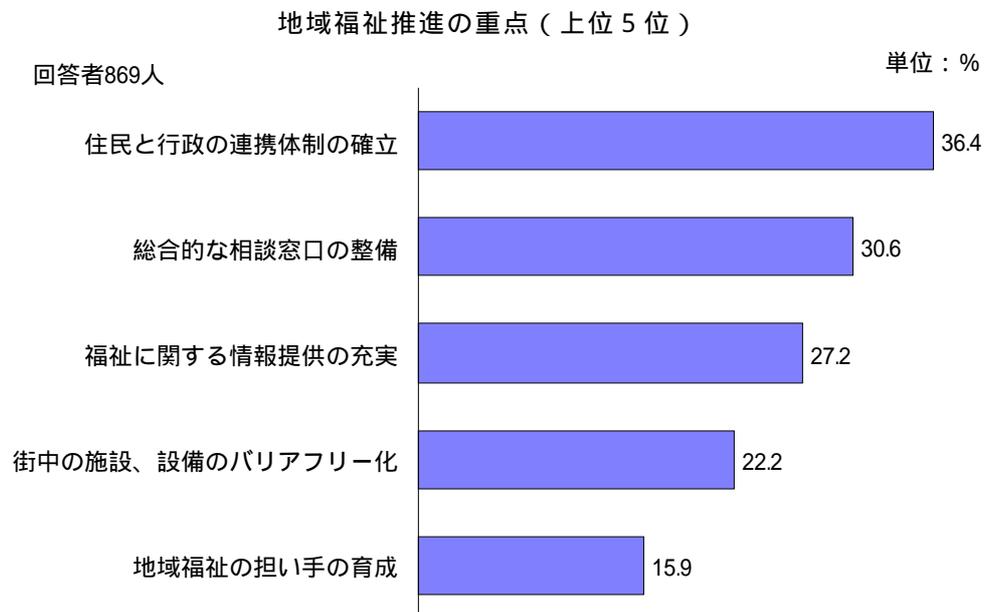
保健福祉分野の重点施策（上位5位）

回答者869人

単位：%



今後、地域福祉を推進していく上で力を入れていくべきことは、住民と行政の連携体制、総合的な相談窓口、福祉に関する情報提供、街中の施設、設備のバリアフリー化、地域福祉の担い手の育成などがあげられています。



## 4 市民団体の活動

ここでは、地域のさまざまな活動に取り組んでいる団体を対象に行った調査結果をもとに、団体の活動の現状と課題をまとめています。

各団体に共通して見られた課題として、会員の高齢化、会員の減少などがあげられています。また、合併前の旧町を中心に活動してきた団体においては、他地区の会員が少ないという状況も見られます。

この背景には、生活様式やニーズの多様化、就労形態の変化から、市民同士が日常的に顔を合わせる機会が少なくなっていることが考えられます。このため、今後は若い人たちへの働きかけなども含めた会員の増加、他地域の情報収集、会員相互の交流などが必要になっています。また、会の活動が市民に知られていないため、活動に対する市民の理解を深めていくことも重要となっています。

今後、市民が主体となった地域福祉を進めていくためには、子どもの見守りやあいさつ運動など誰もができることから始めるふれあいから、市民のコミュニケーション機会の増加を目的とした福祉の催しなど、日頃から市民同士のつながりを深めていくことが必要です。アンケートでは、子どもと高齢者がふれあう機会が増えることにより、子どもが礼儀などを学ぶとともに、顔見知りが増えて犯罪の防止にもつながるといった意見も寄せられています。

市民の活動の中には、同じ目標を持って活動している団体も多く、それらの団体間の連携を深めていくことも大切です。

本市は伊豆長岡地区、葦山地区、大仁地区の各地区においてこれまでも地域福祉の取り組みが行われてきており、今後もそれぞれの地区の特色を活かすとともに、市として一本の活動にまとめていくことも課題となっています。

行政内部においては、庁内各課の連携が不十分ではないかとの指摘があります。特に地域福祉は市民生活のさまざまな分野に関わるものであるため、庁内各課の連携を強めるとともに、市民と行政、社会福祉協議会、その他関係機関等のつながりを深めていくことが必要です。

災害時等における要援護者への支援が重要な課題となっていますが、個人情報の保護を図る上から、要援護者の情報が得られないという状況も見られます。今後、要援護者の安心・安全を確保するため、個人情報の取り扱いに留意しながらも、情報の適切な管理、活用を図ることが課題となっています。

## 5 福祉施策の状況

### 【子育て支援】

「伊豆の国市次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもの健やかな成長と子育て中の保護者等への支援を推進しています。市内には市立3園、私立4園の保育園があり、幼稚園は市立が7園、私立が1園あります。

学童保育は、小学校1年生から3年生を対象に、7か所で実施しています。

子育てに係るさまざまな相談や仲間づくりなどを総合的に支援する子育て支援センターは、「たんぼひろば」「なかよしひろば」「すみれひろば」の3か所があります。

子育てをしている親同士の情報交換や交流、子どもへの読み聞かせ、遊びなどを通じて子育てを支援する子育てサロンでは、「やんちゃっ子クラブ」を推進しています。

児童の権利擁護に関し、要保護児童対策地域協議会の設立を進めています。

### 【高齢者支援】

「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の暮らし全般にわたる支援を推進しています。介護保険制度により居宅介護、介護予防、施設サービスが各サービス事業者から提供されているほか、要介護者の日常生活圏域における地域密着型サービスが提供されています。

要支援・要介護認定に該当しない高齢者を介護が必要な状態とならないよう、体操教室などの介護予防普及啓発事業を行っています。また、市の豊富な温泉を活用した介護予防教室も実施しています。

高齢者の介護予防や介護に関する相談、介護予防プランの作成、権利擁護など、高齢者の生活を支援する地域包括支援センターは、平成18年4月に市の高齢者支援課(大仁庁舎)に設置されています。在宅介護支援センターは、「いちごの里在宅介護支援センター」(伊豆長岡地区)、「葦山在宅介護支援センター」(葦山地区)、「ぬくもりの里在宅介護支援センター」(大仁地区)があります。

市の高齢者施策として、配食サービス、紙おむつの支給、外出支援サービス、認知症高齢者生活指導などの事業を推進しています。

また、生きがいのある生活を応援するため、高齢者学級などさまざまな学習、スポーツ等の機会の提供、老人クラブやシルバー人材センター等への支援などを推進しています。

### 【障害者支援】

「伊豆の国市第1次障害者計画・第1期障害福祉計画」に基づき、障害者の暮らし全般にわたる支援を推進しています。

障害者自立支援法の制定に伴い、身体障害、知的障害、精神障害に係るサービスが市町に一元化され、障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、一般就労へ移行できるよう、障害福祉サービス提供基盤の充実を図っています。

障害の予防、早期発見・対応を図るため、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等を実施するとともに、関係機関の連携に努めています。また、発達障害、難病など、多様な障害の早期発見、支援に取り組んでいます。

障害児一人ひとりの個性や能力を伸ばせるよう、特別支援教育を推進するとともに、生涯にわたり生きがいのある暮らしを送れるよう、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術、学習等の活動を支援しています。

障害のある・なしにかかわらず市民がお互いを理解しあい尊重しあう意識を持てるよう、市民の交流機会の確保や福祉教育を推進しています。

### 【低所得者支援】

低所得世帯の生活の安定と自立の助長を図るため、その実情に応じ各種援護制度の活用などの生活相談を行っています。

### 【健康づくり】

生涯にわたる健康の維持・増進を図るため、乳幼児健診をはじめとする母子保健や予防接種、成人健診や各種がん検診等、健康教育、健康相談などを実施しています。平成 20 年度からは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者により\*内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に焦点をあてた特定健康診査、並びに生活習慣の改善が必要な人への特定保健指導が実施されます。

子どもの頃から望ましい食生活習慣を身につけられるよう、幼稚園児や児童・生徒への食育指導を推進しています。

市の豊富な温泉資源を活用した健康づくりを推進しています。

救急医療体制については、田方救急医療対策協議会、三島メディカルセンター救急診療に加盟し、市内外医療機関の連携を図ります。

\*内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム） 内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複すると、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる状態のこと。

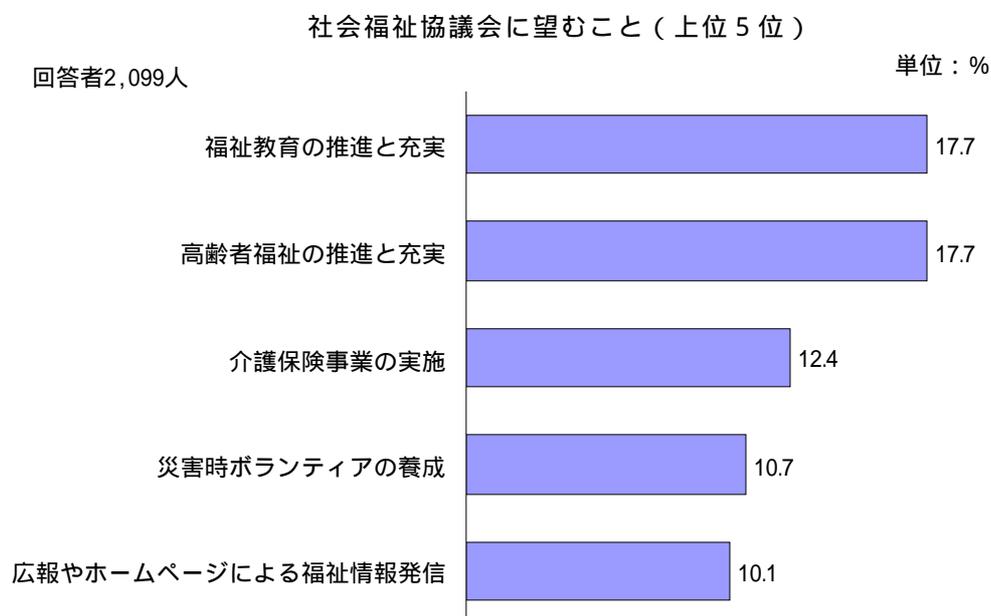
## 6 市社会福祉協議会

地域福祉推進の中心的な担い手である伊豆の国市社会福祉協議会では、次のような活動を行っています。

### 伊豆の国市社会福祉協議会の主な活動

福祉教育事業～児童、生徒への福祉啓発、学校支援  
調査研修・広報啓発事業～地域での福祉ニーズの把握、PR  
ボランティア支援事業～ボランティアの育成、活動支援  
相談援護等事業～福祉における総合相談、生活の援護  
福祉団体等支援事業～市内福祉団体の活動支援  
高齢者障害者等支援事業～高齢者、障害児・者等の自立支援、交流活動  
介護保険事業～高齢者への福祉サービス  
その他福祉事業～行政、施設等福祉事業への協力

社会福祉協議会が「伊豆の国市社会福祉活動計画」策定のために平成19年度に実施したアンケート調査では、今後社会福祉協議会に望むこととして、福祉教育、高齢者福祉、介護保険事業などが多くあげられています。



## 7 地域福祉に係る課題

市の現状から、本市の地域福祉に係る課題をまとめました。

### 市民のつながりの向上

市民の生活スタイルや価値観の多様化などを背景に、市民の日頃のつながりが希薄になっています。このため、地域活動の会員の減少や役員のなり手不足なども見られます。

地域福祉は市民が主役となり、市民のつながりでお互いに支えあっていくことが必要です。日頃のあいさつやちょっとした声かけなど、生活の中のごく身近なところから市民同士のつながりを深め、さらに、市民が積極的に福祉活動に取り組んでいけるよう促進していくことが必要です。また、市民と行政、社会福祉協議会、関係機関・団体等の連携を強化していくことも必要です。社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、地域福祉の中心的な担い手についても、一層市民に普及していく必要があります。

本市では、合併前の旧3町の区域それぞれの特性を生かした地域福祉活動が展開されており、今後もそれぞれの特色を生かした活動を進めるとともに、特定の地区に偏ることなく、市全体としてまとまりのある活動が展開されることも必要です。

今後ますます高齢化が進むことが予想される中、福祉サービスの充実が必要です。公的なサービスだけでなく、市民が主体となる相互扶助的な活動などを活発にしていくことも必要となっています。

地域社会の中で誰もが気持ちよく生活するためには、市民一人ひとりがお互いにマナーとルールを守ることが大切です。場合によっては市民への呼びかけをし、モラルの向上を促します。

### 一人ひとりの状況に応じた支援

少子高齢化が進む中、子ども、高齢者、障害者等、それぞれの個別計画のもと、福祉サービスの提供や生活への支援を推進しています。家庭の中には、就学前の子どもと要介護高齢者のいる家庭など、さまざまな支援が必要な家庭もあります。また、子どもからおとなへと成長していく中で、各ライフステージに応じ、切れ目なく適切な支援をしていくことが必要です。このため、庁内外の関係機関等が連携し、市民一人ひとりの状況に応じた“オーダーメイド”な支援が必要となっています。

日頃生活している中では、福祉サービスなどの支援が実際に必要にならないと、福祉に関する情報などはあまり気にすることがないかもしれませんが、支援が必要になったとき、必要な情報を適切に入手することができるよう、また迷うことなく気軽に相談できるような体制を構築していく必要があります。

福祉サービスの利用にあたっては、経済的な負担感や、心理的な抵抗感を持つ人も見られるため、福祉サービスに対する正しい理解と必要な支援を図る必要があります。

子ども、高齢者、障害者だけでなく、低所得者や外国籍住民など、多様な生活環境を持つ人たちへの支援を充実していく必要があります。

## 安心して暮らせる地域環境

安心した暮らしを送るためには、“健康”が最大の関心事となっています。比較的本市は医療施設が充実しており、また、温泉資源を活用した健康づくりも進められています。今後は、市民の身近な地域で、何でも気軽に相談できるかかりつけ医等を一層普及するなど、安心の地域医療体制を構築していく必要があります。

大規模な災害が懸念される中、高齢者、障害者など要援護者の安全確保が大きな課題となっています。各地域で要援護者を的確に把握し、必要な支援体制を構築していく必要がありますが、個人情報意識の高まりから、要援護者の情報が把握しにくくなっています。このため、個人情報の取り扱いには十分留意しながら、要援護者の適切な把握と支援体制を推進することが必要です。

地域のつながりが希薄になっていることなどを背景に、治安の向上が必要となっています。市民同士が顔なじみになり、地域のつながりが強まることで、地域の防犯力が向上していくことが期待されます。

加齢により身体機能が低下したり障害のために支援が必要であっても、自分の意志で気軽に安心して出かけることのできる街の環境が必要となっています。

---

## 第3章 地域福祉推進の基本的な考え方

---

# 1 基本理念

全国的に人口がそれまでの右肩上がりの増加傾向から減少に転じ、少子高齢化が進展していますが、本市もその例外ではなく、高齢化率は全国平均や静岡県平均を上回る水準となっています。核家族化の進展により家族規模が縮小し、これまで家庭の中だけで担われてきた子育てや介護などへの対応が難しくなり、何らかの支援を必要とする人が多くなっています。

また、市民の生活スタイルや価値観、志向性などが多様になり、その一方で地域の市民同士のつきあい、つながりが希薄になっている傾向も見られます。このため、地域における市民の活動に支障をきたしたり、また、地域の要援護者の安全確保や治安の強化などが必要になっています。

今後も一層高齢化が進行することにより、高齢者や障害のある人などが増加すると予想される中、量質とも、福祉サービスの一層の充実が必要になっています。また、若い世代の人たちが安心して子育てに取り組めるよう支援していく必要があります。

このような支援を充実するためには、支援を必要とする市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を図るとともに、行政や関係機関等の福祉サービス等の充実のみならず、市民の積極的な参画を得ながら、地域に根ざした支えあいのネットワークを構築していく必要があります。

これまで本市では、市内の各地区で市民の主体的なボランティア活動、支えあいの活動などが行われてきました。このような土壌を今後も引き継ぎ、発展させながら、合併を契機に、5万市民一人ひとりが福祉の心を持ち、お互いに支えあう関係を築き、市民と行政等の連携による地域福祉を推進していきます。

**市民が支える地域福祉 心温まる いずのくに**

## 2 計画推進の視点

このような理念のもと地域福祉を進めていく上で、次のような視点を持って取り組んでいくこととします。

### ▶▶▶ 市民感覚の重視

地域福祉を支える力は市民一人ひとりの心、行動です。市民が日頃何を感じ、どのような暮らしを望んでいるのか、市民との交流等を通じて、市民の生活に根ざした支援を図ります。

また、支援を必要とする市民一人ひとりの状況に応じたきめ細かな福祉サービスの提供を図ります。

### ▶▶▶ 必要な支援が届いているか

さまざまな福祉制度の対象となる人はもとより、その対象外となった人などが生活に不便を生じていないか、適切な支援が届いているか、身近な市民の協力や関係機関等の連携を得ながら、福祉サービスの充実と地域ぐるみの支援に努めます。

市民がボランティア活動などに取り組みたくても、取り組めない状況もあります。そのとき、どのようなことを改善したら、どのような支援をしたら活動に取り組めるのかなどに留意し、市民の積極的な地域の活動を促進します。

### ▶▶▶ 人権の尊重

介護が必要な状態になっても本人の主体的な意志に基づいた生活が送れているか、個人の尊厳を損なうような人権侵害、虐待などが行われていないか、福祉サービスの利用等において利用者が不利な立場に置かれていないかなど、市民一人ひとりの人権が守られているかについて配慮していきます。併せて、市民の個人情報の適切な保護を図るとともに、要援護者の的確な把握と対応に努めます。

### 3 計画の基本目標

基本理念に基づき地域福祉を推進していくための基本目標を掲げます。

#### 基本目標 1 福祉文化の醸成

地域に根ざした地域福祉を推進するためには、市民と行政、関係機関等の信頼関係、日頃のつながりの深さが重要です。このため、行政情報の市民への公開や市民との交流機会の確保に努めるとともに、市民同士の日頃のつながりの強化を促進します。

市民の日頃の生活の中でお互いに支えあえる関係を築きながら、市民一人ひとりが支える地域福祉を推進するため、ボランティア活動などへの市民の積極的な参画を支援し、福祉人材の育成を図ります。また、市民と行政、関係機関等の交流、つながりの強化に努めます。

市民が福祉に関心を持ち、さりげなくお互いを支えあい地域福祉を实践できるよう、子どもの頃からの福祉教育を推進します。

#### 基本目標 2 利用者主体の福祉サービスの充実

市民が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスに関する情報提供を充実するとともに、関係機関が連携し、気軽に相談できる利便性の高い相談体制を構築します。

生活に不便や問題を抱えている人が適切な支援を受けられるよう、低所得者や外国人などを含め、きめ細かな対応に努めます。

高齢者や障害者、児童等への虐待などが起きないように、また、福祉サービスの利用にあたって利用者が不利な立場に置かれないよう、関係機関等が連携し人権擁護を図ります。

福祉サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行われるよう、福祉サービス提供事業者の参入を促進し、サービスの質の向上、適切な評価を行います。

市民が安心して生きがいのある暮らしを実現できるよう、健康の維持増進、生きがいづくりを支援します。

本市は大規模地震や水害等の発生が懸念される地域であり、災害時等に要介護高齢者、認知症高齢者、障害のある人等の要援護者の安全が確保されるよう、日頃から地域の要援護者の把握と支援体制づくり、安全な避難体制、災害情報の提供、安心の避難生活への準備などを推進します。

地域に住む要援護者の安全確保にあたっては、個人情報の取り扱いに留意しながら、市民、関係機関等と連携して、要援護者の的確な把握と対応を図ります。

市民、関係機関等と連携し、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

高齢者や障害者など、誰もが安心して街に出て活動できるよう、街中の施設等の\*バリアフリー化、\*ユニバーサルデザインに基づく整備を図るとともに、市民生活に密着した公共交通体系の整備や高齢者、障害者等の外出支援を図ります。

\*バリアフリー化 施設や設備などの段差をなくしたり手すり・スロープを設置するなどにより、心身に障害があっても利用しやすいように改善すること。さらに、障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な面も含め、すべての障壁をなくすという意味もある。

\*ユニバーサルデザイン 年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるようにデザインすること。

---

## 第4章 施策の展開

---

# 施策の体系

## 基本目標 1 福祉文化の醸成

施策の柱	施策	事業
1 地域福祉の推進体制	1 市民と行政の連携体制の確立	(1) 庁内推進体制の充実 (2) 市民参画の推進 (3) 情報交換の推進 (4) 個人情報の保護と適切な管理・運用 (5) 社会福祉協議会との連携
	2 交流機会の確保	(1) 市民と行政の意見交換の推進
2 市民主体の地域福祉の推進	1 市民の活動への支援	(1) 地域で活動する団体への支援 (2) 人材の育成 (3) ボランティア活動への支援 (4) ボランティア活動の介護保険料交換制度の検討 (5) 連携の促進 (6) 指定管理者制度の推進
	2 社会福祉協議会への支援、連携	(1) 地域福祉活動計画との連携 (2) 活動への支援
	3 民生委員・児童委員活動への支援	(1) 活動の周知 (2) 活動への支援 (3) 連携の充実
3 福祉の意識づくり	1 学校における福祉教育の推進	(1) 福祉教育実践校の促進 (2) 学校生活における福祉の意識づくり
	2 生涯学習における福祉教育の推進	(1) 福祉に関する学習機会の確保

## 基本目標 2 利用者主体の福祉サービスの充実

施策の柱	施策	事業
1 サービスを利用しやすい環境づくり	1 情報提供の充実	(1) 広報紙の充実 (2) 市ホームページの充実 (3) 地域ぐるみの情報提供の充実
	2 相談体制の充実	(1) 総合的な相談体制の検討、推進 (2) 相談技術の資質向上 (3) 相談機関の周知 (4) ピアカウンセリングの推進
	3 サービスの利用促進	(1) サービス未受給者等の把握、対応 (2) 外国人への支援 (3) 低所得者の自立支援
2 人権の尊重	1 人権擁護の推進	(1) 関係機関の連携 (2) 成年後見制度利用支援事業の周知 (3) 日常生活自立支援事業の促進 (4) 人権擁護委員の活動への支援 (5) 不登校対策の推進
	2 人権擁護の意識啓発	(1) 人権擁護の意識啓発
3 福祉サービス提供基盤の整備	1 個別計画の推進	(1) 個別計画の推進と連携
	2 福祉サービス提供基盤の充実	(1) 福祉サービス提供事業者の参入促進 (2) 人材の育成 (3) 子育てへの支援 (4) 福祉サービスの充実 (5) 要援護者の暮らしへの支援 (6) 認知症高齢者への支援

	3 福祉サービスの向上	(1) サービスの質の向上 (2) サービスの適切な評価
	4 支援を必要とする人を支える仕組みづくり	(1) 地域のネットワークづくり (2) 庁内関係課等の連携
4 健康づくり、生きがいづくりの推進	1 健康の維持増進と環境整備	(1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援 (2) 地域資源を生かした健康づくりの推進 (3) 健康関連事業等の集積促進
	2 地域医療体制の充実	(1) 救急医療体制の充実 (2) かかりつけ医の促進
	3 生きがいづくりへの支援	(1) シルバー人材センターの活動への支援 (2) 老人クラブ活動への支援 (3) 生涯学習等の活動への支援

### 基本目標 3 安心して暮らせる環境づくり

施策の柱	施策	事業
1 要援護者の安全の確保	1 地域ぐるみの要援護者の安全確保	(1) 自主防災組織への支援 (2) 要援護者の把握 (3) 要援護者情報の共有 (4) 要援護者への支援
	2 要援護者に配慮した防災対策の推進	(1) 地域防災計画の推進 (2) 情報伝達の充実 (3) 避難体制の充実 (4) 避難場所の整備
	3 災害ボランティアの育成	(1) 災害ボランティアの育成、支援 (2) ボランティア活動への支援
	4 地域ぐるみの防犯体制の強化	(1) 市民による防犯パトロールへの支援 (2) 防犯意識の向上 (3) 防犯情報の提供 (4) 関係機関の連携
	5 防犯環境の整備	(1) 防犯灯の整備
2 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進	1 公共施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進	(1) 公共施設の整備 (2) 道路、歩道の整備 (3) 観光施設の整備 (4) 電線の地中化の推進 (5) 生活関連施設等の整備
	2 民間施設の整備促進	(1) 民間施設のバリアフリー化の促進
	3 意識啓発と情報提供	(1) 意識啓発の推進 (2) バリアフリー情報の提供
3 市民の“足”の確保	1 公共交通の整備	(1) バス路線網の検討 (2) 鉄道との調整
	2 高齢者、障害者の外出支援	(1) 高齢者の外出支援 (2) 障害者の外出支援 (3) 介護ボランティアの育成

## 1 地域福祉の推進体制

### 【現況と課題】

地域福祉を推進するためには、市民の主体的な参画と行政、関係機関・団体等の緊密な連携が必要です。アンケート調査でも「住民と行政の連携体制の確立」が最も多く求められています。

市では、市長をはじめ市職員が各地区に出向いて行う市政懇談会等を開催したり、地区や広報紙、ホームページ等を通して、情報発信をしています。今後も、お互いに交流し、対話し、情報交換等ができる機会の確保を継続して進めていく必要があります。

### 【施策の方向】

市民と行政、関係機関・団体等が連携した、地域ぐるみの福祉推進体制の構築をめざします。

### 【施策】

#### 1 市民と行政の連携体制の確立

##### (1) 庁内推進体制の充実

庁内各課の連携による地域福祉推進体制の充実に努めます。

##### (2) 市民参画の推進

市民参画による行政の各計画の策定に努め、市民意見の把握、反映に努めます。

##### (3) 情報交換の推進

区長会をはじめ、地区懇談会、広報ご意見箱やホームページなど、相互の情報交換を継続し進めます。

##### (4) 個人情報の保護と適切な管理・運用

個人情報保護条例等に基づき、市民の個人情報の適切な管理を徹底します。

要援護者を的確に把握し、必要な支援を行えるよう、要援護者本人並びに家族等の承諾のもと、庁内関係課が把握している情報や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災会などが把握している情報等の共有と適切な活用及び管理を行います。

(5) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との定期的な連絡調整会を設置、推進します。

## 2 交流機会の確保

(1) 市民と行政の意見交換の推進

市政懇談会の開催や、まちづくりご意見箱などを通じ、市民と行政の意見交換の機会を確保、推進します。

### 【それぞれの役割】

[ 市民 ]

行政等との対話の機会などに参加するよう努めます。

[ 社会福祉協議会 ]

行政、関係機関と連携して、地域福祉推進体制の構築に努めます。

地域福祉懇談会を開催し、市民との交流を図ります。

地域福祉活動計画のパンフレットを作成、配布します。

[ 関係機関・団体 ]

行政等との情報交換、連携を図ります。

## 2 市民主体の地域福祉の推進

### 【現況と課題】

地域福祉を担うのは市民一人ひとりの力です。市内には51の行政区があり、市民による地域活動の中核としてさまざまな活動に取り組んでいます。アンケート調査では、地域の役員のなり手が不足しているとの声が寄せられています。今後、地域に根ざした福祉を進めていく上でも、区の活動への市民の参画を促進するとともに、地域福祉に係る活動が展開されることが期待されます。

市内にはさまざまな分野のボランティア活動、学習活動、地域活動等の団体が活動しており、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア養成のための講座の開催、ボランティア活動の情報提供などを進めています。各団体においては会員の高齢化や減少、地区により活動の格差などが見られます。

アンケート調査では、現在地域の活動やボランティア活動に参加している人は40%弱で、今後そのような活動を活発にするためには、初めての人でも参加しやすいきっかけづくりや、活動内容などの情報提供が求められています。

福祉に関する活動を主とするボランティア等の団体は、伊豆の国市社会福祉協議会において「ボランティア連絡代表者会議」を開催し、各団体の交流機会を確保していますが、今後はボランティア活動が一層活発になり、より多様な活動が展開されることが期待されます。

社会福祉協議会は地域福祉推進の中核として、高齢者や障害者等の福祉サービスの提供、ボランティア活動等への支援などの事業を推進しています。今後一層、社会福祉協議会と行政との連携の強化や、各地域性を生かし、市民のより身近な地域における小地域活動が課題になっています。

社会福祉協議会と強い連携を持って、地域福祉の推進活動をする民生委員・児童委員は、市民の身近な地域における相談相手、支援者ですが、アンケート調査では民生委員・児童委員を知っている人は40%強で、知らない人が半数強を占めています。また、地域の連帯感の低下、委員活動業務の煩雑さなどから、新たな委員の確保が難しくなっています。活動において個人情報取り扱い意識の高まりから必要な情報が得にくいといった状況も見られます。今後、民生委員・児童委員の活動が地域に一層浸透するとともに、市民、社会福祉協議会、行政と連携した活動が必要となっています。

公共施設の管理について、\*指定管理者制度により市民団体等への委託を進めています。今後施設の適切な管理と市民団体等の活動の促進を図る上で、制度の一層の推進を図る必要があります。

\* 指定管理者制度 地方公共団体が指定する法人その他の団体に、公の施設の管理を行わせるもので、平成15年6月の地方自治法改正により創設された。

## 【施策の方向】

市民のボランティア活動等への積極的な参画を促進するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、地域福祉を支える人材づくりを図ります。

## 【施策】

### 1 市民の活動への支援

#### (1) 地域で活動する団体への支援

各行政区の活動へ市民の参加を促すとともに、活動への支援と連携を図ります。

#### (2) 人材の育成

社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成のための講座の開催、ボランティア活動情報の提供など、活動を支える人材の育成・確保を図ります。

#### (3) ボランティア活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、各団体の交流機会、活動拠点の確保など、活動への支援を図ります。

各団体活動の組織体制の強化をめざし、団体の法人化等を促進します。

ボランティア活動の体験機会の確保など、市民が活動に参加しやすい機会づくりに努めます。

#### (4) \* ボランティア活動の介護保険料交換制度の検討

高齢者のボランティア活動に対する介護保険料交換制度について検討します。

#### (5) 連携の促進

社会福祉協議会、ボランティア連絡会、\* N P O 法人等との連携を図ります。

#### (6) 指定管理者制度の推進

指定管理者制度が有効な施設の管理において、制度の適切な運用と導入を推進します。

### 2 社会福祉協議会への支援、連携

#### (1) 地域福祉活動計画との連携

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と本計画の連携を図ります。

\* ボランティア活動の介護保険料交換制度 健康な高齢者が、介護が必要な高齢者の話し相手や家事手伝いなどの活動をするごとにポイントが加算され、ためたポイントを介護保険料の支払いや、将来、本人が介護サービスを利用する際の自己負担分の代わりに使えるようにするもの。

\* N P O 医療、福祉、環境、文化、スポーツ、まちづくり、国際協力など、自由な社会貢献活動を非営利で進める住民の活動(Non Profit Organization)のこと。特定非営利活動促進法により、「特定非営利活動法人(N P O 法人)」という法人格を得ることができるようになった。

(2) 活動への支援

社会福祉協議会事業への支援、社会福祉協議会と連携した事業展開を図ります。

### 3 民生委員・児童委員活動への支援

(1) 活動の周知

民生委員・児童委員の活動等について、市民への積極的な周知を図ります。

(2) 活動への支援

社会福祉協議会等と連携し、民生委員・児童委員の福祉等に関する学習機会の確保、活動における悩みごとへの対応など、委員活動への支援に努めます。

(3) 連携の充実

個人情報の取り扱いに留意した上で要援護者への支援が図られるよう、民生委員・児童委員と行政等との連携体制の充実を図ります。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

ボランティア活動、地域の活動などに積極的に参加します。

日頃の生活の中で、地域の人たちとの交流に努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

行政等と連携して、ボランティアの育成、確保を推進します。

定年退職者が地域社会に貢献できる機会を確保できるよう、定年退職者を対象とした講座の開催など「\*地域デビュー事業」を推進します。

地域の福祉人材ネットワークを推進し、地域福祉の支援体制の充実を図ります。

ボランティア連絡会議の開催、福祉活動を主とするNPO等との連絡会議の設置、開催など、地域福祉関連団体のネットワーク化を図ります。

### [ 関係機関・団体 ]

ボランティア体験機会等の提供に努めます。

地域のさまざまな活動への市民の参加を促進するとともに、活動の充実に努めます。

\* 地域デビュー事業 定年退職者がこれまでの経験や趣味などを生かして地域社会に貢献できるような事業、機会を創出する取組み。

## 3 福祉の意識づくり

### 【現況と課題】

市民が主体となって地域福祉を推進するためには、日頃の生活の中で意識することなく自然に、市民同士がお互いに助け合えるような意識をつくとともに、\* ノーマライゼーション理念を普及していくことが大切です。

子どもの頃から福祉の心を育むことができるよう、社会福祉協議会による福祉教育実践校が指定され、各学校において福祉の学習を進めています。学習指導要領の改定により総合学習の時間が削減されたことにより、福祉についての学習の時間が限定されている状況にあります。今後も各学校の創意工夫により、学校生活全体の中で福祉の心が育まれるような福祉教育を進めていく必要があります。

生涯にわたり福祉の心を育み、福祉に対する関心を向上できるよう、生涯学習活動の中で福祉について学ぶ機会を確保する必要があります。そのためには、福祉、教育、労働、生活環境など庁内各課、並びに関係機関・団体が連携した取り組みが必要です。

### 【施策の方向】

生涯を通じ福祉の心を育めるよう、学校教育、生涯学習を通じた福祉教育、ノーマライゼーション理念の普及を図ります。

### 【施策】

#### 1 学校における福祉教育の推進

##### (1) 福祉教育実践校の促進

社会福祉協議会による福祉教育実践校を促進し、福祉教育を支援します。

夏休みなどの長期休暇を利用した福祉体験の機会を、小学生から高校生までに拡大して実施します。

##### (2) 学校生活における福祉の意識づくり

各教科や総合学習の時間などを活用し、各学校の創意工夫による福祉教育を推進します。

\* ノーマライゼーション ノーマライゼーション (normalization) は、1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。

## 2 生涯学習における福祉教育の推進

### (1) 福祉に関する学習機会の確保

庁内関係課並びに関係機関・団体等が連携し、社会教育の講座、教室の中に地域福祉をテーマとしたものを取り入れ、福祉教育を推進します。

### 【それぞれの役割】

#### [ 市民 ]

日頃の生活の中で福祉に関心を持ち、学習、実践できるよう努めます。

#### [ 社会福祉協議会 ]

行政等と連携し、福祉教育実践校を推進します。

地域福祉教育連絡会を設置し、地域福祉を支える人材の育成を図ります。

#### [ 関係機関・団体 ]

福祉についての学習、体験等の機会の提供に努めます。

地域の日頃のおつきあい等の中で、市民の福祉の心づくりに努めます。

## 1 サービスを利用しやすい環境づくり

### 【現況と課題】

アンケート調査では、地域福祉を推進していく上で、総合的な相談窓口の整備や福祉に関する情報提供の充実などが求められています。市民が自分にあった福祉サービスを利用できるためには、的確な情報を十分に入手できるとともに、困ったときに気軽に相談できる態勢が必要です。

視覚障害、聴覚障害などさまざまな障害のある人も、生活に必要な情報を的確に入手できるよう支援していく必要があります。手話通訳者養成講座を開催していますが、受講希望者が少なく、今後一層の周知が必要になっています。

福祉サービス等に関する相談については、高齢者は地域包括支援センターや在宅介護支援センター、障害者への相談支援事業、子育てに関する相談は子育て支援センターなど、また、市役所並びに支所の窓口など、それぞれの相談機関、事業により相談を行っています。

本市は伊豆長岡の本庁、並びに韮山、大仁の庁舎があります。また、福祉課は大仁庁舎にあり、本庁には保健師がいないなど、それぞれの相談機関が離れたところにあります。このため、市民が住まい近くの最寄りの相談機関に行ってもある程度の相談へ対応できるような態勢が必要になっています。

また、相談を受けた職員の技量が全体的に向上し、誰が相談を受けても同じ水準の対応ができるよう、相談マニュアルの作成なども必要となっています。

市民の生活スタイルの多様化などにより、市民同士のつながりの希薄化が懸念される中、ひとり暮らしで虚弱な高齢者など、何らかの支援が必要なのに福祉サービスを利用していない人などを的確に把握し、適切な福祉サービスの利用へと結びつけていくことが重要です。社会福祉協議会で進めている地域での見守りネットワークの構築や民生委員・児童委員など、地域の人たちの連携による支援の仕組みづくりが必要となっています。

生活保護では高齢者世帯が多く、医療費扶助が多くなっています。また、市内には数名ですがホームレスの人たちが見られます。今後高齢化の一層の進展やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、今後も引き続き低所得者への支援を行っていく必要があります。

外国人は、日本語を理解できずに同報無線の内容がわからなかったり、災害時の対応、病院の情報など生活に必要な情報を得にくい状況が見られます。本市は国の観光ルネサンス事業に採択されたことなども背景に、市内の観光案内表示の外国語表記や、ごみの分別方法の外国語表記などを行っており、今後も生活のさまざまな場面にわたる情報提供を進めていく必要があります。

## 【施策の方向】

支援を必要とする人が気兼ねなく福祉サービスを利用できるよう、また、必要な支援が届くよう、情報提供、相談体制の充実を図るとともに、地域の見守り、支えあいを推進します。

## 【施策】

### 1 情報提供の充実

#### (1) 広報紙の充実

福祉制度は、多岐に渡り内容も細かなため、誰でも読みやすくわかりやすい記事の掲載に努めます。

#### (2) 市ホームページの充実

誰もが閲覧しやすく、必要な情報を簡単に探し出せるよう、市ホームページの充実を図ります。

ホームページの音声読み上げ・拡大や外国語表記の導入について検討します。

#### (3) 地域ぐるみの情報提供の充実

相談を受ける民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャー等を通じて、福祉サービス等に係る情報提供を推進します。

### 2 相談体制の充実

#### (1) 総合的な相談体制の検討、推進

福祉の総合的な相談窓口として、各福祉サービス分野の中から基幹的な相談支援事業を選定し、専門スタッフを配置するなど、総合的な相談体制の構築を検討、推進します。

各相談窓口相互や関係機関、障害者相談員など各相談員等との連携の充実を図ります。

#### (2) 相談技術の資質向上

相談機関における相談員への研修機会の提供、相談対応の基本的なマニュアルの作成など、相談体制の充実を図ります。

各相談機関のネットワークの強化、調整会議の開催などにより、相談事例とその対応についての情報共有、適切な福祉サービスへの結びつけなどを図ります。

#### (3) 相談機関の周知

地域包括支援センターなどの相談機関を市民へ周知します。

#### (4) \*ピアカウンセリングの推進

市民の参画を得ながら、同じ悩みや困りごとを抱えている人が相談相手となるピアカウンセリングの推進に努めます。

### 3 サービスの利用促進

#### (1) サービス未受給者等の把握、対応

社会福祉協議会による地域での見守りネットワーク、民生委員・児童委員、区役員、ケアマネジャー等と連携し、ひとり暮らしで体の弱い高齢者など、支援が必要なのに支援が届いていない人を把握するとともに、必要な情報の提供や適切な福祉サービスの利用へとつなげていきます。

#### (2) 外国人への支援

外国語版生活ガイドブックの作成や、観光案内等の外国語表記など、外国籍市民や市内に訪れる外国人等への情報提供の充実を図ります。

#### (3) 低所得者の自立支援

生活保護制度により、就労等の支援を行い自立できる生活を促進します。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

福祉サービス等に関する情報の入手に努めます。

近隣に住む要援護者等への気配り、支援に努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

福祉サービス等の情報提供の充実、気軽に相談できる態勢づくりを図ります。

市民、行政等と連携し、要援護者の把握、適切な対応を図ります。

地域福祉情報提供ボックスの設置を図ります。

低所得者への資金貸付など、低所得者援護事業の強化を図ります。

国際交流協会の協力を得て英語によるパンフレットを作成するとともに、英語表記によるホームページを作成するなど、外国人への支援を図ります。

### [ 関係機関・団体 ]

福祉サービス等の情報提供の充実を図ります。

行政等との情報交換に努め、地域の要援護者の把握、適切な対応を図ります。

\*ピアカウンセリング 同じ障害を持っている人など、同じ立場にある人同士が対等な立場で、話を聞き合うこと。

## 2 人権の尊重

### 【現況と課題】

福祉サービスの提供は、従来、支援が必要な人に対して行政による「措置」という形で行われてきましたが、社会福祉基礎構造改革が進められ、介護保険法や障害者自立支援法などが制定され、サービス利用者とサービス提供事業者との「契約」による福祉サービスの提供という形へ変わっています。これにより、サービス利用者がサービス提供事業者との対等な関係のもと、利用者本人の意志が尊重されたサービス提供が進められています。その反面、福祉サービスのプロである事業者等に対して、福祉サービスについて情報の少ない利用者が弱い立場に置かれぬよう、利用者の権利擁護が一層必要になっています。

子育ての悩みや要介護者の介護疲れなどに伴う、子どもや高齢者等への虐待を未然に防ぐとともに、虐待への適切な対応が必要になっています。また、認知症高齢者への人権侵害などへの対策も必要です。本市では、高齢者虐待防止ネットワーク会議及び要保護児童対策地域協議会を設置し、弱者の虐待等への対策を図っています。今後、知的障害者などへの成年後見人の利用促進が必要となっています。

### 【施策の方向】

市民がお互いに理解しあい助けあうとともに、福祉サービスの利用にあたり不当な扱いを受けたり虐待等が起こらないよう、人権の擁護と意識啓発を図ります。

### 【施策】

#### 1 人権擁護の推進

##### (1) 関係機関の連携

高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会等の推進と連携により、市民の人権擁護を推進します。

##### (2) 成年後見制度利用支援事業の周知

成年後見制度利用支援事業を周知し、認知症や知的障害者などをはじめ対象となる市民の利用を促進します。

##### (3) 日常生活自立支援事業の促進

社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知と利用促進を図ります。

##### (4) 人権擁護委員の活動への支援

人権擁護委員の活動を支援します。

### (5) 不登校対策の推進

わかあゆ教室（適応指導教室）の推進や小・中学校、PTAなどが連携し、児童・生徒のいじめ防止・不登校への適切な対応を図ります。

## 2 人権擁護の意識啓発

### (1) 人権擁護の意識啓発

学校教育を通じた児童生徒への人権教育や、生涯学習において人権問題についての市民の意識啓発を推進します。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

人権問題に対する関心を持つよう努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

行政、市民等と連携し、虐待などの防止、早期発見・対応を図ります。

### [ 関係機関・団体 ]

行政等との情報交換に努めます。

### 3 福祉サービス提供基盤の整備

#### 【現況と課題】

子どもの健全な発育と子育てへの支援を図るため、保育園、幼稚園における保育、教育、子育て支援センター、子育てサロン等における育児相談や親子の交流などを推進しています。子育て家庭のニーズに応じたさまざまな保育を実施し、現在は保育園の待機児童も見られませんが、今後は、保護者の生活に応じた子どもの一時預かりや、病児、病後児の保育などが課題となっています。

障害のある子どもについては、乳幼児健診などの保健サービスや、保育園、小・中学校等、各機関が連携し、発達段階に応じた継続的な支援を行っていますが、障害児の療育の場の確保が課題となっています。

小学校低学年児童の放課後の居場所の確保、活動の場として放課後児童教室を実施していますが、地区によっては待機児童も見られる状況です。

介護保険、障害福祉などサービス利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、サービス提供事業者の参入を促進していく必要があります。

介護保険サービスについては、平成 18 年度から介護予防と介護サービスに分かれるとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある人に対する地域支援事業を推進しています。また、市民の身近な地域における地域密着型サービスが新たに位置づけられました。

このような新たなサービス体系に伴い、サービス提供事業者の参入がまだ十分とは言えない状況です。地域支援事業は、介護予防とともに高齢者が交流する機会としても有効に機能していますが、事業を担うスタッフが不足している状況です。

市の温泉資源を活用した、かかりつけ湯認定施設内での介護予防講座の実施、県による「温泉マイスター養成講座」の共同実施、また、県の「ファルマバレープロジェクト(富士山麓先端健康産業集積構想)」のかかりつけ湯登録旅館があります。今後も、市の資源を有効に活用しながら、地区において介護予防事業を周知するなど、各事業の連携を一層進めていくことが必要です。

特別養護老人ホームについては現在 200 人以上の待機者がいますが、葦山地区に新たな事業者の参入が決定し、その解消が期待されています。今後一層の高齢化が進むと見込まれる中、ひとり暮らしで身寄りがない人、低所得者、虚弱、認知症高齢者等への地域における支援や暮らしの場の確保などが必要となっています。

障害福祉サービスについては、平成 18 年度及び 19 年度から、障害者自立支援法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害の三障害に対する福祉サービスが一元化され、障害者が地域で自立した生活を送れるような福祉サービスの提供が進められ、事業者も徐々に増えています。今後もサービス利用者のニーズに応じたサービスの提供を促進していく必要があります。

身体障害、知的障害、精神障害の三障害以外の障害として、発達障害へのさまざまな支援や、難病患者への障害福祉のサービス、介護保険サービスの提供などを推進していますが、今後庁内関係課等の連携が一層重要となっています。

福祉サービス提供事業者が情報交換するなど交流を深めることにより、サービス利用者のニーズを把握し、より適切なサービスの提供を実現していくことが必要です。保育園、幼稚園には第三者委員または評議員を置き、第三者の視点による客観的なサービス評価に努めています。今後もサービス利用者の意見を把握しながら、福祉サービスの適切な評価と向上、利用者への情報提供等を図る必要があります。

## 【施策の方向】

支援を必要とする人に応じた適切なサービスが提供されるよう、福祉サービス提供基盤の充実を図るとともに、サービスの質の向上、適切な評価に努めます。

## 【施策】

### 1 個別計画の推進

#### (1) 個別計画の推進と連携

「伊豆の国市次世代育成支援行動計画」「伊豆の国市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「伊豆の国市第1次障害者計画・第1期障害福祉計画」「伊豆の国市健康プラン」等、各個別計画を推進し、市民の福祉、健康づくりへの支援を図ります。推進にあたっては、関連する計画、事業等との調整、連携に努めます。

### 2 福祉サービス提供基盤の充実

#### (1) 福祉サービス提供事業者の参入促進

子育て支援サービス、介護保険サービス、障害福祉サービスなど、サービス利用者のニーズに応じたサービス提供事業者の参入を促進します。

#### (2) 人材の育成

特定高齢者介護予防教室のスタッフ育成のための研修の充実、ヘルパー資格取得のための講習会など、人材の育成を図ります。

#### (3) 子育てへの支援

子育て家庭のニーズを踏まえながら、児童の一時預かりや病児、病後児保育、特定保育等の実施について検討します。

子育て家庭において子育てと仕事等を両立できるよう、働きやすい職場環境づくりを事業所へ働きかけます。

障害児の療育の場として、療育センター等の設置について検討します。

地域の理解と協力を得ながら、放課後児童教室の充実を図ります。

#### (4) 福祉サービスの充実

高齢者等への介護保険サービス、市の高齢者施策、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの提供を推進、促進します。サービスの提供にあたっては、一人ひとりの状況に応じた支援が図られるよう、関係機関等の連携によるきめ細かな対応に努めます。

#### (5) 要援護者の暮らしへの支援

ひとり暮らし、低所得、虚弱、認知症の高齢者、障害者等の暮らしの場として、グループホームなどの確保を促進します。

障害者の地域生活と就労を支援するため、福祉村に日中活動の場及び住まいの場の施設整備を推進します。

#### (6) 認知症高齢者への支援

民生委員・児童委員、老人会等を対象とする認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する市民の理解を促進するとともに、地域ケア会議における社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との認知症のネットワークづくりを推進します。

### 3 福祉サービスの向上

#### (1) サービスの質の向上

サービス提供事業者相互、行政等との交流、情報交換等を通じ、サービス利用者のニーズを踏まえたサービスの提供を促進します。

#### (2) サービスの適切な評価

保育園、幼稚園等における第三者評価を推進するとともに、高齢者、障害者等の福祉サービスへの第三者評価の導入を図ります。

サービス利用者へ、サービス提供事業者等についての情報提供に努めます。

静岡県による第三者評価事業の活用を図ります。

### 4 支援を必要とする人を支える仕組みづくり

#### (1) 地域のネットワークづくり

温泉など市の資源を有効に活用しながら、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係機関・団体等、さらに保健・医療、生活関連分野等の関係機関が連携し、市民の身近な地域における暮らし支援のネットワークづくりを推進します。

#### (2) 庁内関係課等の連携

高齢者、障害者等へのより適切な支援を実現するため、庁内関係課等の連携を強化し、よりきめの細かい福祉サービスの提供を促進します。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

福祉サービスの適切な評価への参画に努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

福祉人材の育成、確保、各種の福祉サービスの充実を図ります。

介護教室など介護者の育成、支援を図ります。

行政、市民等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を図ります。

行政等と連携し、福祉サービスの適切な評価と事業への反映に努めます。

### [ 関係機関・団体 ]

行政等と連携し、地域ぐるみの福祉ネットワークの構築を図ります。

## 4 健康づくり、生きがいつくりの推進

### 【現況と課題】

市民が生涯にわたり安心していきいきとした暮らしを実現するためには、健康の維持増進が大切です。アンケート調査では、毎日の暮らしの悩みとして家族や自分の健康があげられています。

本市は、静岡県の「ファルマバレープロジェクト(富士山麓先端健康産業集積構想)」のウエルネス戦略の一翼を担い、豊富な温泉を活用した保養機能や温泉医療など、温泉と健康をテーマにした検討が行われています。また、医療、福祉、保健、運動、スポーツなど関連する分野が連携して、市民のライフステージに対応した効果的な健康づくりを実現する「伊豆の国市 ウエルネスマネジメント」が検討されています。今後も、このような市の資源を活用しながら、市民の健康づくりを支援していく必要があります。

加齢による心身機能の衰えや障害などがあっても、生涯にわたり生きがいのある暮らしを実現できるよう、シルバー人材センター、老人クラブ等の活動、障害者の就労などを支援していく必要があります。

### 【施策の方向】

市民の生涯にわたる健康づくりと生きがいのある暮らしの実現をめざし、市の資源を活用した健康づくりと安心の地域医療体制の充実を図るとともに、高齢者等の就労や生きがい活動への支援を図ります。

### 【施策】

#### 1 健康の維持増進と環境整備

##### (1) ライフステージに応じた健康づくりへの支援

「伊豆の国市健康プラン」を推進し、妊娠・出産、乳幼児期から高齢期に至るまで、各ライフステージに応じた市民の健康づくりを支援します。

##### (2) 地域資源を生かした健康づくりの推進

かかりつけ湯を活用した介護予防講座の推進、市内旅館のかかりつけ湯への登録の促進、地域サロン活動の支援など、市内の多様な資源を活用しながら、保健、医療、福祉等の連携による健康づくりを図ります。

##### (3) 健康関連事業等の集積促進

健康・医療関連産業、学術研究機関等の連携、集積を促進します。

## 2 地域医療体制の充実

### (1) 救急医療体制の充実

市内外の医療機関の連携による救急医療体制の充実を図ります。

### (2) かかりつけ医の促進

市民の身近な地域におけるかかりつけ医等を普及します。

## 3 生きがいづくりへの支援

### (1) シルバー人材センターの活動への支援

高齢者の志向性等を踏まえた活動内容の充実を図るとともに、活動の運営費等への支援を推進します。

### (2) 老人クラブ活動への支援

各地区での介護予防教室のスタッフを育成・確保するとともに、クラブの自主運営に向けた支援を図ります。

### (3) 生涯学習等の活動への支援

高齢者、障害者等の生涯学習活動の機会を確保するとともに、年齢や障害の有無などにとらわれない交流や活動機会の確保を図ります。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

積極的に健康づくりを図るとともに、趣味、学習など生きがいのある暮らしを心がけます。

### [ 社会福祉協議会 ]

福祉等に関する学習機会の提供を図ります。

サロン活動、ふれあい広場等の充実を図ります。

地域ぐるみの地区サロンの充実を図ります。

### [ 関係機関・団体 ]

健康づくり、生きがいづくり等の機会の提供に努めます。

かかりつけ医等の情報提供、普及を図ります。

## 1 要援護者の安全の確保

### 【現況と課題】

本市は狩野川をはじめ河川の増水による被害の恐れや、また東海地震・東南海地震など大規模地震の発生が予想される環境にあり、防災対策は大きな課題となっています。その中で、要援護者などの安全の確保は、地域福祉の向上のために重要な課題となっています。

災害に強いまちをつくるためには、地域のつながりのもと、地域ぐるみの助け合いが非常に重要ですが、近所のつながりが希薄になりつつある中、また、地域における要援護者を把握する上で個人情報保護との兼ね合いがあり、その対策が大きな課題となっています。日頃から地域のつながりを深めながら、要援護者の安全の確保に必要な対策が求められています。

災害が発生した際には、さまざまな情報を的確に伝え、安全に避難するとともに、避難生活において要援護者に必要な介助や看護などができる体制が必要です。また、災害ボランティアなどの活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受入れ体制の強化が必要です。

防犯対策においても、地域のつながりの強さが防犯力の向上につながります。アンケート調査では、不審者など防犯や治安の問題が、地域の問題としてあげられています。市民の防犯活動として、防犯パトロール等に取り組んでいる地区もあります。今後は、各団体の情報交換などを通して、より一層の地域防犯力の向上を図る必要があります。

### 【施策の方向】

市民の個人情報の取り扱いに留意しながら、災害時などにおける要援護者の安全確保と防災体制、防犯体制の充実を図ります。

### 【施策】

#### 1 地域ぐるみの要援護者の安全確保

##### (1) 自主防災組織への支援

自主防災組織への市民の参加を促進するとともに、活動への支援を図ります。

## (2) 要援護者の把握

要援護者本人の承諾のもと、庁内関係課や民生委員・児童委員、各区等において要援護者の情報を把握するとともに、その情報の取り扱いには十分留意してリスト等を作成します。

## (3) 要援護者情報の共有

要援護者並びに家族等の同意のもと、関係機関等が把握している要援護者情報を共有するためのルール化、データの統一、共有化を図り、緊急時に活用できる体制を整備します。

## (4) 要援護者への支援

関係機関等により把握した要援護者情報を活用し、日頃から要援護者とのつながりの強化、支援を図ります。

地域サロンや民生委員・児童委員等による要援護者の見守り活動を全市に広げるよう促進していきます。

## 2 要援護者に配慮した防災対策の推進

### (1) 地域防災計画の推進

「伊豆の国市地域防災計画」に基づき、地域ぐるみで要援護者の安全確保を図ります。

### (2) 情報伝達の充実

障害の状況等に応じた情報伝達手段の整備や防災行政無線等の整備を図ります。

### (3) 避難体制の充実

地域の協力のもと、日頃から地域の要援護者を把握するとともに、災害時の避難体制の充実を図ります。

### (4) 避難場所の整備

避難場所における介護、看護等の態勢を整備します。

関係機関の協力のもと、市内の保健センターや特別養護老人ホームなどを要援護者の避難場所として整備します。

## 3 災害ボランティアの育成

### (1) 災害ボランティアの育成、支援

社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの育成を図るとともに、災害時ボランティアセンターの立ち上げを支援します。

### (2) ボランティア活動への支援

市内のボランティアのほか、災害時には全国から本市を訪れるボランティア等の活動が有効に行えるよう、ボランティア受入れ態勢の強化を図ります。

## 4 地域ぐるみの防犯体制の強化

### (1) 市民による防犯パトロールへの支援

市民による防犯パトロールの実施を働きかけるとともに、各団体の情報交換、交流等の機会の確保に努めます。

### (2) 防犯意識の向上

学校教育や社会教育において、市民の防犯意識の向上を図ります。

### (3) 防犯情報の提供

不審者出現などの情報について市民の注意を喚起できるよう、防犯情報の提供を図ります。

### (4) 関係機関の連携

警察、市民の活動団体等との連携を強化します。

## 5 防犯環境の整備

### (1) 防犯灯の整備

地域の実情に応じ防犯灯の設置、修繕を推進します。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

地域の防災活動、防犯活動等に積極的に参加します。

地域に住む要援護者等への気配り、手助け等に努めます。

日頃から地域に住む人たちの交流に努め、犯罪等が起こりにくい環境づくりに努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

市民、行政等と連携し、地域の要援護者を把握するとともに、必要に応じて福祉サービスへつなげていきます。

### [ 関係機関・団体 ]

市民、行政等と連携し、地域の要援護者等を把握するとともに、必要に応じて福祉サービスへつなげていきます。

平常時から、災害時における援助協定の締結などに努めます。また、災害時においては市民、行政等と連携した応急活動等を図ります。

市民、行政等と連携しながら、防災訓練など防災活動を推進します。

市民、行政等と連携しながら、防犯活動を推進します。

## 2 ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

### 【現況と課題】

加齢による心身機能の低下や障害等があっても、外出でき、活動しやすいまちの環境づくりが重要となっています。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年に施行され、市内の一層の環境整備が求められています。また、本市は観光都市でもあるため、市を訪れる人たちへの配慮や景観の向上も必要です。

市内の公共施設等において、身体障害者用トイレや視覚障害者誘導ブロックの設置、歩道の段差の解消などを進めていますが、今後も関係機関の協力を得ながら、一層推進していく必要があります。

### 【施策の方向】

障害者、高齢者等の参画を得ながら、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化による、誰もが生活しやすいまちの環境整備に努めます。

### 【施策】

#### 1 公共施設のユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進

##### (1) 公共施設の整備

身体障害者用トイレ、視覚障害者誘導ブロックの設置、公園の段差解消など、優先度の高い施設から公共施設のバリアフリー化を図ります。

##### (2) 道路、歩道の整備

市道及び歩道の段差の解消を図るとともに、国・県道の整備を要請します。

##### (3) 観光施設の整備

観光案内看板、誘導標識等の再整備、外国語表示を推進します。

##### (4) 電線の地中化の推進

モデル地区を指定し、電線の地中化を検討します。

##### (5) 生活関連施設等の整備

高齢者や障害者等が、日常生活または社会生活において利用する福祉施設、病院、旅館施設等の生活関連施設を建設する際は、ユニバーサルデザインに基づき整備を進めます。

## 2 民間施設の整備促進

### (1) 民間施設のバリアフリー化の促進

不特定多数の人が集まる生活関連施設等について、ユニバーサルデザインに基づく施設整備、バリアフリー化を働きかけるとともに、施設整備に対する支援策を検討します。

## 3 意識啓発と情報提供

### (1) 意識啓発の推進

違法駐車、違法駐輪、商店等による道路への商品の陳列など、通行の障害にならないよう、市民の意識啓発に努めます。

### (2) バリアフリー情報の提供

市内の公共施設や大規模施設等のバリアフリー化の情報について調査するとともに、市民、観光客等への情報提供を図ります。

## 【それぞれの役割】

### [ 市民 ]

違法駐車、違法駐輪、路上への置き物などをしないように努めます。

### [ 社会福祉協議会 ]

市民、行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の把握、提供に努めます。

### [ 関係機関・団体 ]

施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づく施設の建設に努めます。

所有施設等のバリアフリーに関する情報提供に努めます。

## 3 市民の“足”の確保

### 【現況と課題】

高齢化が進展している中、高齢者等の交通手段を確保することが大きな課題となっています。

現在、市が実施している生活支援バス運行事業は、交通空白地域における利便性の確保を目的に実施しているものであり、2形態に分類されます。

ひとつは、民間バス路線が採算悪化のため撤退の意向に対し、市及び一部県の補助金を負担しバスの運行を依頼しています。主な利用者は、葦山の一部地域の園児・児童が、大仁地区では東部山間地区の小中学生及び幼稚園児が、通学・通園の目的で利用しています。

もう一方は、中学生の通学支援を目的にバス路線の無い田中山地区にて、市のマイクロバスを使用し、シルバー人材センターに運転業務を委託しています。

しかし、少子高齢化や自動車依存型のライフスタイルの定着などから通勤通学需要の減少が続き、毎年欠損額が増えると共に、市の負担額が増加しています。

高齢者等の足としてバス路線は欠かせない交通手段ですが、コミュニティバス調査研究業務の結果も踏まえ、市の現状に即した効率的かつ効果的な交通手段の整備についての検討が必要です。

### 【施策の方向】

高齢者、障害者等、誰もが気軽に街に出かけ活動できるよう、市の実情に応じた公共交通体系の向上を検討するとともに、外出支援事業の充実を図ります。

### 【施策】

#### 1 公共交通の整備

##### (1) バス路線網の検討

市民ニーズや地域特性を踏まえながら、市の状況に即したバス路線網を検討します。

##### (2) 鉄道との調整

利便性向上のため、事業者に対し運営ダイヤについて調整を働きかけます。

#### 2 高齢者、障害者の外出支援

##### (1) 高齢者の外出支援

高齢者の移送サービスの充実を図ります。

(2) 障害者の外出支援

障害者の地域生活支援事業において、移動支援事業の充実を図ります。

(3) 介護ボランティアの育成

社会福祉協議会と連携し、高齢者等の通院などの送迎を行うボランティア育成のための研修等を推進します。

## 【それぞれの役割】

[ 市民 ]

地域に住む要援護者の外出支援に協力します。

[ 社会福祉協議会 ]

高齢者、障害者等の外出を支援するボランティアの育成に努めます。

[ 関係機関・団体 ]

市民が利用しやすいバス交通網の整備に努めます。

高齢者、障害者等の外出支援サービスの導入に努めます。

地域に住む要援護者の外出支援に協力します。

---

## 第 5 章 計画の推進

---

# 1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、次のような取組みを図ります。

## (1) 計画推進体制の整備

本計画の円滑な推進を図るため、福祉課を事務局として、毎年度の事業の進捗状況の把握、点検、事業への反映等を行い、計画の改定時期には、その状況を踏まえて、市民、関係機関等の参画による「地域福祉計画策定会議」を組織し、計画の見直しを図ります。

庁内の関係課等の連携を図るため、随時、関係課等による調整会議を開催します。

## (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との定期的な連絡調整会の設定、推進など密接に連携しながら、福祉事業等の調整を図るとともに、「伊豆の国市地域福祉活動計画」と連携した地域福祉を推進します。

## (3) 各機関等との連携

社会福祉協議会のほか、関係機関・団体等が連携し、要援護者の把握と適切な対応を図るため、既存の組織等の連携による、地域に根ざした支えあいのネットワークを構築します。

## (4) 人材の育成

市民の中には多様な技能や技術、知識、経験等を持った人材が豊富にいます。市民一人ひとりの持つ能力等を生かし、地域ぐるみの福祉が実現されるよう、ボランティア活動等への市民の参画機会の確保や活動への支援、福祉の学習機会の提供などによる人材の育成、人材の発掘・確保を図ります。

## 付属資料

---

## 伊豆の国市地域福祉計画策定委員名簿

番号	氏 名	機関・団体
1	小 池 進	長岡地区区長会
2	鈴 木 幸 雄	韮山地区区長会
3	海老名 博 之	大仁地区区長会
4	板 垣 徹	市社会福祉協議会
5	永 田 文 代	市ボランティア連絡会
6	渡 辺 まさ子	市赤十字奉仕団
7	神 田 正 治	韮山地区民生委員協議会
8	石 橋 昂 康	長岡地区民生委員協議会
9	菊 池 孝 之	大仁地区民生委員協議会
10	大 倉 和 夫	市老人クラブ連合会
11	田 中 輝 美	市包括支援センター
12	山 辺 栄 一	市心身障害者団体協議会
13	小 川 文 子	ハートケア
14	岡 山 政 代	堀越保育園
15	濱 口 昭	福祉課

順不同、敬称略

## 伊豆の国市地域福祉計画

---

平成 20 年 3 月

発 行 伊豆の国市  
企画・編集 伊豆の国市健康福祉部福祉課  
〒410-2396 静岡県伊豆の国市田京 299-6  
TEL.0558-76-8006 FAX.0558-76-8029